

平成31年第1回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成31年 3月 5日

本日の会議 平成31年 3月 7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員	2番 中村 美穂 議員	3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員	9番 西岡 克之 議員	10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員	12番 山口憲一郎 議員	13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員	15番 吉岡 清彦 議員	16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君	議事課 長 富永 正彦 君
参事 森本 陽子 君	主任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副町長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君	総務部長 山本 昭彦 君
企画財政部長 久保平敏弘 君	建設産業部長 緒方 哲 君
住民福祉部長 松邨 清茂 君	健康保険部長 中山 庄治 君
水道局長 濱 伸二 君	会計管理者 山口 利弘 君
教育次長 森川 寛子 君	総務部理事 山口 功 君
建設産業部理事 中嶋 敏純 君	教育委員会理事 金崎 良一 君
総務課 長 荒木 秀一 君	情報管理課長 堀池 英二 君
秘書広報課長 中村 元則 君	契約管財課長 井川 勝信 君
政策企画課長 荒木 隆 君	財政課 長 田中 一之 君
税務課 長 山崎 昇 君	収納推進課長 渡部 守史 君
土木管理課長 中尾 盛雄 君	都市計画課長 日名子達也 君
福祉課 長 細田 愛二 君	こども政策課長 村田ゆかり 君
住民環境課長 宮崎 伸之 君	健康保険課長 志田 純子 君
介護保険課長 辻田 正行 君	水道課 長 山口 新吾 君
下水道課長 山崎 禎三 君	教育総務課長 宮司 裕子 君
生涯学習課長 青田 浩二 君	農業委員会事務局長 和田 弘 君

会議録署名議員

8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時32分

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。通告順6、西岡克之議員の①本町の施設使用料徴収について。②エアコン設置についての質問を同時に許します。9番西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

おはようございます。それではただいまより質問させていただきます。本町の施設使用料の徴収についてのことをお尋ねをいたします。町内で高齢者の方々に対話をさせていただく機会がありました。その折に様々な御意見をいただきました。その中で1番多かったのが、グラウンドやホール等を使用の折、使用料を徴収されるのが辛いというお話でした。高齢者の方が健康維持のためグラウンドゴルフやゲートボールで健康維持を図り、なるべく医療機関や介護施設のお世話にならないように努力をなさっておられるのに、なぜ町が使用料を徴収するのか。ほかの自治体は徴収してないではないかとお叱りをされました。町は私達が健康維持をするのはどうでもいいのかとか、わずかばかりの年金しかもらってないのにそこまで搾取をするというのかなど、現場の意見はとてもシビアなものでした。実際外に出てきて皆さんとゲームをしたりコミュニケーションをとったりして、はつらつとした姿勢は高齢者の生き方としては非常に見やすいものがあります。また、施設などの使用に対してもボランティアで子どもに様々な習い事を教えている方がいらっしやいます。その方も使用料を取られるのは辛いという御意見もいただきました。このことを踏まえ、町当局は減免ではなく徴収そのものを見直す考えはないのかお尋ねをいたします。

次にエアコンの設置でございます。9月議会で学校施設にエアコン設置を求める質問が同僚議員各位よりたくさんありました。結果は全国的な流れで国の方でも地方に対してエアコン設置の予算措置がとられ、全国的に設置をされる模様であります。さらに先日の国会答弁で、公明党の国会議員の質問でランニングコストの電気料金も交付税措置がとられるようになるようでございます。そこで設置について幾つか質問いたします。設置に当たり自炊校の給食室、給食センターも対象になるのか。設置工事に対して町内業者の取り扱いはどのように考えているのか。体育館に対してはどのように考えているのか。また、使用していない空き教室に対してはどのように考えているのか。最後にエアコンの使用の規則についてどう考えているのか、以上お尋ねをいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目の質問事項につきましては所管をしております教

育委員会の方から回答いたします。私の方からは1番目の御質問につきましてお答えをいたします。最初の本町の施設使用料徴収の件でございます。施設使用料につきましては御案内のとおり3つの観点から、1つは公平性の担保、2つ目は施設使用の適正化、3つ目が自主財源の確保の観点から、平成29年4月より町民の皆様から施設使用料を納めていただいております。公平性の担保につきましては、公共施設は町で設置をしておりますけれども必ずしも全ての町民の皆様に御利用いただいている訳ではございません。施設の利用につきましては利用される方が受けることができる対価でもございます。施設の維持管理に係る経費につきましてはその一部を利用している方々から負担をしていただくということは当然なことではないかなというふうなことを考えております。施設使用の適正化ということでございます。以前は余裕を持った時間数を予約する団体が見受けられておりました。現在は実際に使用する時間数で予約されておりますので、適正に施設を使用していただき、幾つかの団体からも予約を取りやすくなったとの話も伺っております。自主財源の確保につきましては、施設使用料は施設の整備や管理運営に充てております。今年度は町民体育館に昇降式のバスケットゴールを設置しております。今後も施設使用料につきましては施設の整備や管理運営に充ててまいります。このようなことから使用される皆様から施設の管理運営の一部として、施設使用料を納めていただくことは適当なことだと考えております。施設使用料はあくまでこれから施設を利用していただく方々のための経費に充てさせていただいております。高齢者及び児童生徒につきましては負担が重くならないよう今後も減免の対象としておりますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

皆さんおはようございます。西岡議員の2番目のエアコン設置についての1点目、設置にあたり自炊校給食室、給食センターも対象になるのかの御質問にお答えいたします。今回設置する空調設備は現在設置済みの長与小学校の給食室を除く高田、洗切、長与北の3小学校の給食室と長与南小学校給食共同調理場に設置するよう計画を進めております。町内全ての単独調理場と共同調理場に空調設備が設置されることになっております。2点目の設置工事に対して町内業者の取り扱いはどのように考えるのかという質問でございますが、今回の空調設置工事は長与町建設工事等競争入札参加資格を有する管工事の登録業者を選定しております。工事の設計額が3,000万円以上であるため、長与町建設工事等請負業者選定要綱に基づき、町内や長崎振興局管内に本店や支店を有するAランクの業者を指名しております。これらの基準を満たしている町内業者につきましては全て指名をさせていただいております。3点目の体育館に対してはどのように考えているのかの御質問につきましては、小中学校の体育館につきましては特に児童生徒の

安全面に支障がある老朽化が著しい施設の更新等、緊急性の高い事業から優先的に実施をしており空調設置まで至っていない状況でございます。近年の猛暑など環境の変化から児童生徒の健康を守る観点からも、教育環境の充実に努めていかなければならないと考えております。4点目の空き教室に対してはどうかの御質問につきましては、今回小中学校に設置する空調につきましては、平成31年度以降に普通教室として使用が想定されてる教室と一部の特別教室を予定しております。各学校とも毎年教室数の増減が想定されるため、設置する教室につきましては少し余裕を持った設定が必要であると考え、各学校と協議をして優先順位をつけて計画を立てております。5点目のエアコンの使用規則についての御質問につきましては、小中学校の教室内の環境は児童生徒及び教職員などの健康を保護し学習効果を高めるため、学校環境衛生基準に照らし合わせ、空調設備の稼働に合わせて適正かつ円滑に使用するための運用規則を策定する予定でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは再質に入らせていただきます。当初の答弁で町長が話されました公平性とか適正、また自主財源というのは一定程度理解はいたします。ただ今回私が主眼として置いておりますのは高齢者を主眼に質問をさせていただいております。生産年齢と申しますか若くて馬力のあるところは一定程度町長がおっしゃられたことをそういうこと一定の理解をしております、全部ではございませんが。ただ高齢者の場合ちょっと違うものがあるというふうに私は認識をしております。その以前の問題もあります。スポーツ振興法という法律がございます。これはもちろん文科省の方から出ておりますが、その施策の方針といたしまして国及び地方公共団体はスポーツの振興に関する施策の実施に当たって国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならないという法律がもう御案内のとおりであると思います。ですから、この法律の趣旨ではスポーツをするときに推進をしなければならないという法律でございます。もう一つ、青少年のスポーツ振興というところでは、国及び地方公共団体は青少年のスポーツの振興に関し特別な配慮をしなければならないという法律の規定もございます。ですから、そういう法律、また社会教育法という法律がございます。国及び地方公共団体の任務というところで3条のところに、国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の推奨に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により全ての国民があらゆる機会あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとあります。5条の6のところにも講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会、その他集会の開催並びに

これらの奨励に関すること。要するに様々こういうことを推奨しなさいよということが国は言っております。また、そういう施設整備も地方公共団体の責務であるというふうに国も言っております。その中で使用料を取るということは趣旨に反するのではないかとこのように理解をいたしておりますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

スポーツの推進振興につきましては町の方では、町民体育館の方でスポーツ講座等もちろんそちらの方は無料になっております。それとあとスポーツ推進員にエンジョイスポーツというのを年に今年度は5回開催させていただきました。そういったところでスポーツの推進というのはさせていただいております。それとあと小学生、中学生につきましては自分の学校でするクラブ活動等につきましてはもちろん減免の対象となっております。それとあと、ほかの場所でする場合は屋外については70%の減免、それと屋内については50%の減免ということでお願いをしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今課長がお話をされたことも一定程度理解しております。ただ国の法律というか推進法と少し乖離したところがあるのではないかと私は思います。町民体育館の中でスポーツをするということは推進をされてることで非常に喜ばしいことと思います。しかし町民体育館以外でも町民のスポーツはしております。そこのスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならないということ、そこがちょっと違うのではないかなというふうに思うんですけども。言えばグランドゴルフ、ゲートボール、ペタンク等々高齢者がやられるものもスポーツです。その諸条件の整備に努めなければならないと書いてるんですけども、それと各老人会が主体としてなっているそういうスポーツ、大きなくくりの中でスポーツですね。その中で自発的にやろうと、の活動に協力しつつと書いてるんですね。使用料を取るというのは協力することになるのかなと、これ解釈の問題にもなると思いますけども、そこら辺いかがでございましょうか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

行政の協力ということなんですけれども、やっぱりスポーツをするには一定の整備というのが必要になるかと思えます。例えばグランドゴルフをふれあい広場でするとします。前日例えば雨が降って、その中でいろんなスポーツ、スパイクを履いた競技をされるというときに、そこのグランドはもうぐちゃぐちゃになっております。しかし、今体育館の施設長をはじめ、そういった所をきちんとさせていただいて、グランドゴルフ等が

うまくできるようにきれいに整備をし直していただいております。そういったところも経費も当然掛かってまいります。あと、そういった施設の整備というのも必要になるので一定御協力というのは必要になってくるかと考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

では、そもそも論からいきたいと思います。都道府県及び第18条2項の審議会その他の合議制の機関が行われている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについてはあらかじめ同条3項に規定するスポーツ振興審議会等の意見を聞かなければならないと。キリブミじゃないんですよ、もう御案内だと思いますね。例えばこういうふうな計画、使用料を取りますよという計画をするときにスポーツ振興審議会の意見等聞きましたか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

スポーツ振興審議会の方にはお出ししております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

もちろん議事録ありますよね。その中の皆さんがそれに対して賛成だったのかなという。附帯決議とかそういうのがあったと思います。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川教育次長。

○教育委員会教育次長（森川寛子君）

議事録はきちんととっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

反対の方の意見というのは、ありませんでしたか。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

森川次長。

○教育委員会教育次長（森川寛子君）

申し訳ありません、時間を取りまして。議事録の方今ちょっと持っては来てるんです

けれども、スポーツ振興審議会の方に改正案という形での提案をさせていただきました。その際に料金の部分であったりとか、それから町外者の料金が実際に決まっていたんですけども、じゃあ町内は幾らにするかとかそういう議論は出てまいりました。そこでスポーツ振興審議会の方から2分の1というような料金の設定も出てきております。具体的な反対の御意見については今課長の方が戻って参りましたのでお答えしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

反対というか、そういった御意見というのは振会で報告をしたあとに高齢者等については徴収するのは負担が大変なのでやめようかという話に繋がるということで議事録には残っております。その後、そういった説明をさせていただいて皆さんが納得するような減免措置を検討していきたいと考えているのでよろしくお願ひしますということで、こちらの方からお話をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

審議会でも多分高齢者に対する徴収というのは好ましくないという意見が出ているというふうにはっきりいたしました。私は先程申し上げたように生産年齢若い方にはもうそのままでも一定程度許せるのではないかなというふうに思いますが、高齢者の方、特に所得が少ない方は一生懸命コミュニティを繋ぐため、また自らの健康を維持するため、介護保険のお世話にならないため、一生懸命努力をされております。そういう中でそれを阻害するような代金を徴収するというのは辛いという御意見が本当様々ございました。政治というのは、まず弱者から救済していくべきだと私は思っております。おそらく消費税が実施されたときでもゼロ歳2歳は無料になるとか、また私立高校の授業料も無償になるとか、大学の返却不要の奨学金を出すとかいう話を聞こえてきますが、それは一定程度所得制限があるんですね。所得制限というのはやはり弱者から救済していこうという目論見だと私は理解しております。そういう社会的弱者を救済しなければならない政治なのに、なぜ社会的に弱い立場にある高齢者から一様に使用料を取るのかなと。できればやめて欲しいというふうに思いますがいかがでございますか。

○議長（内村博法議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

先程の町長答弁の繰り返しになりますけれども、施設の管理運営というのはやっぱり必要になっていくので、そこには使用される方の一定の負担が必要になってくるかと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

先程申し上げたようにスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならないという法律があるんですよ。これがあるのになぜ高齢者から取るのかなど。諸条件の整備に努めなければならないと。これは平たく言えばスポーツができるように条件整備をなささいよという法律なんですね。先程からずっと繰り返して言ってるように、何でお金を払える生産年齢の人はいいですよと、高齢者の方に何で取るのかなというのがありますが教育長いかがお考えですか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

どうしても今、町の方が考えてるのは最低限の負担をしていただいているだけでありまして、条件整備はしてると思うんですよ、町としても精一杯。それ以上はちょっともうできないと思っておりますので、その辺で。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ちょっと今の答弁は相反するものがあると思います。条件整備はしている、最低限の負担をしていただいている、スポーツができるように条件を整備をしなければならないというのになんで負担をそこで強いるわけですか。何べんも言うように私は普通の方がスポーツをするのに、働いてる方、40代50代ぐらいの収入がある方はもういいでしょうと、それは先程言った負担になるんじゃないかなと思ってます。そういう方々は目の前に介護があるわけでもないんです。目の前に病気があるわけでもないんです。それを目の前の介護に少しでもならないように、また病院にも行かないよという一生懸命努力をされてスポーツをされているのに、またコミュニティも作っておられるんです。例えば、老人会の方が何とかさんが今日グランドゴルフ来とらんやったよって、あらどがんしとっとやろうか心配ねという声も聞きます。そういうコミュニティも作っているんですよ、それを高齢者からお金を取って、例えばグランドゴルフの整備代に幾ら掛かるのかと、公園を自分達でも整備されてますもんね、直して。それを何で取るのかなど。先程何回も言うように弱者から救済していくのが政治ではないかなと私は思っております。今すぐこの場で取りませんと言ひ辛いと思います。今まで決めてきてやってきたことだから。そこは一定程度理解しますので、この高齢者から、例えば65歳以上はもう取らないというふうにするとか、それもやろうと思えばできることだと思います。何でそれをやらないのかなというふうに思います。是非ともここは考えていただきたいと。深く考えていただいて前向きに考えていただいて検討すべきではないかなと思いますが、もう一度聞きます。町長いかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ちょっと議員の話も少し飛躍があるかと思うんですよ。と言いますのは御老人の中でも全員がスポーツをしてるわけじゃなくて、されてない中もたくさんいらっしゃいます。されていらっしゃる方が次のスポーツをやりやすいために、しかもその中の一部をご負担いただくと、そして減免も措置が大きいです。だから弱者をいじめるみたいな言い方をされてらっしゃいますけど、そうじゃなくて次にスポーツをしやすいように皆がスポーツをしやすいように、そして御老人の方もそしたらまた次スポーツをしようかというふうになります。そして団体であればあるほど安くなります。1人に換算すると本当に微々たるお金になります。でもそれでもお金を負担することによってものも言えます。こうしてくれ、ああしてくれということも言えます。そういった面での大きな進歩があると思うんですよ。そういったものも是非理解していただきたいと思ってるんですよ。減免の額についてはいろいろまたあるかもしれません。それはまた今から討論して議論することもあるかもしれませんけども、ただ負担していただくことによって責任をもってその場所を使っていただく、そして責任持ってその時間帯を使っていただく。今まで無料だったら本当に線を引かれて皆さん方が使いにくい状況もあったんですよ。そういった形で、お年寄りの方がこれをするによって減ったかと、スポーツすることが減ったかというかと、私はそうじゃないと思うんですよ。だって次にスポーツしやすいような雰囲気をもたせてるんですよ。それでこのお金はまたスポーツにお返しするんですよ。皆さん方がやりやすいように、それを理解していただいて、弱者をいじめるという観点でなくて、スポーツを振興していく、皆さん方の健康を図っていくということで町はやっております。そのところ是非議員の方にも御理解いただけないかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

私の発言が弱者をいじめているというふうに聞こえたのであれば、それは一定訂正をいたします。しかし現実このような意見があるのは確かなんです。それは理解してください。何で私達が、それ1人だけの意見なら私も言いません。スポーツをやられてるところの高齢者の方がそういうふうに1か所だけでなく何か所も言われるんですね。ですから先程申し上げたように今すぐこれをどうこうというのがやりづらければ、やれる方向で考えていただけないかなというふうに思います。せっかく決めたことなので、そう簡単じゃあ次から取りませんと言いつらいと思うんです。そこをソフトランディングをされるようなやり方を是非考慮していただけないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。この問題はもう終わります。

続きましてエアコンの設置についてのことを少しお尋ねをいたします。先程議案でも上がってたんですけども、センターと自炊校は、長与小学校以外も自炊校も対象になるということで非常に喜ばしいことと思っております。このセンターなんですけど、実際にセンターにお勤めの人からも手紙をいただきました。何の手紙かと言ったら、エアコンを付けてくださいと、毎年1人2人救急搬送があつてますと、その熱中症もどきでですね。それは教育長ご理解されていましてか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

理解しております。そしてそのときも私も覚えていて、その環境で作業がどういう状態かというのも分かっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうでしたか。そのとき言われる言葉が、それは行政だからかなと思いますけども、エアコン付けてくださいと言ったら予算が無いと一言で終わっていったということでございました。複数の方からお聞きしました。もう設置が決まっておるので私ももうこれ以上言いませんけども、是非働きやすい環境にさせていただきたいというふうに思います。次でございます。入札に関してですけども、工事業者が長与町のもちろん入札の条例に関して3,000万以上になるので、Aランクのところに発注をするというふうになっております。これはもう当然のことだと思います。その下にくる下請の業者の方々が恐らく出てくると思います。それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

現在、空調の入札が終わりました。そちらの落札をした業者の方にはできる限りなんですけれども、町内業者の方を活用していただけるようお願いというのは現在しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうでしたか。ありがとうございます。せっかくのチャンスなので町内で事業をされてる方に少しでも恩恵が行くような形をとっていただければと思っておりましたので、そのようになるようでございますので是非そのところは寛容な措置をお願いしたいというふうに思っております。空き教室は設置は平成31年以降ですかね、使用が決まっているものは設置するという形でございますので、また何でこれを尋ねたかと申しますと、

もう委員会の方ではしっかり把握されてると思いますけども、今ニュータウンの下の宅地の造成をしてる所辺りとか見込まれる所があります。そういう所は空き教室が必要になってくると思います。そういう所にも是非、こちらの方からどれくらい来るのかなというのは推測ができると思いますので、設置をしていただきたいというふうに思っております。次でございますが、体育館には設置はしないという形でございますが、体育館は大規模災害のとき、そういう所には一定程度エアコンの設置が望まれると思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

体育館が現在、空調の設置というのを決定してない1番の理由というのが、町内にあります小中学校の施設の老朽化というのが1番にあります。まず児童生徒の授業中、授業とかにおきまして安全に学習ができる環境を整えるということを最優先に考えておりますので、今回は体育館の空調につきましては設置をいたしておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

授業の安全性とエアコンの設置というのは別問題と思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

児童生徒が学習ができる環境、そちらを整えるということを最優先に考えて現在対策を行っているということでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今度のエアコンは国の方の予算措置が一定程度行われるというふうに思います。そのエアコンと体育館の整備というのは別物ではないですか。もう一度お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回の補助金につきましては、児童生徒の熱中症対策ということでの補助金になりますので普通教室等の空調の設備に対する補助金になります。体育館につきましてはそちらの補助金の方を使うことというのができませんので、また別の起債なり、そういうのを使った対策になるというふうに考えております。現在、教育委員会の方ではまず児童

生徒の学習環境を整えるということを最優先に考えておりますので、体育館の空調の整備というのが今回できていないということになります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今ので理解いたしました。もう結構です。できれば先程申し上げたように、体育館が大規模災害のときに避難所、また物流の拠点になります。そういう所にはできればエアコンがあった方が私はいんじゃないかと。今回そのエアコンの措置がもし体育館でもとられるようであれば是非付けていただきたいなというふうに思っております。次に使用規則というのは今考えていると言われたんですかね、作ってる、ちょっと聞き逃したのでもう一度、使用規則ですか、いかがなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

使用規則に関しましては現在、検討段階に入っているという段階でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それは、いつまでに作成をされますか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

一定の期限というのは稼働に合わせる、稼働時期に基準につきましては作成する予定でございます。ただ、やはり実際に運用していく中で対応というのが変わってくることがありますので、そちらにつきましては実際に稼働を始めてから学校の方とも協議をしながら運用の基準というのを作っていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうなればメンテナンスの方はどうお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

メンテナンスにつきましては現在検討してる段階なんですけれども、実際に運用を始める前にフィルターの掃除等を学校の方でしていただくような形を考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

学校の方でということは教員の方々がされるわけですか。それとも予算措置だけして業者にお願いするんですか。

○議長（内村博法議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（内村博法議員）

それでは休憩を閉じまして会議を再開いたします。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員の質問にお答えさせていただきます。フィルターの清掃等の担当につきましては教職員の方で行いたいというふうに考えております。なお、これを行う時期は長期休業を利用して行うというふうなことで現在検討してきているところでございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。それは職務規定ってありますね、との関連性はどうなんですか。例えば事務分掌じゃないですけども、ここからここまではできる、これから先はしないとかいう、よくありますね。それとの関係性はどうなりますか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

フィルターの清掃そのものは校舎内の清掃であるとか、こういったことにつきまして、子どものいわゆる健康の環境を守るというふうな点での業務の中に入るというふうに認識をしておりますので、教職員の業務の中に入るというふうに今のところ考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

清掃は長期休暇の前でいいのかなあと、ちょっと私も質問を考えながら考えてたんですけど、よく子どものいろいろ病気とか、何か空気の云々かんぬんということがあると思うんですよ。そこら辺の清掃が長くなると、いわゆるカビとか、菌とか、そういうのがあると思うんです。子どもの健康を守るという観点から考えたらスパンはそれくらい

でいいのかなと考えますけども、今から決めていかれると思うんですね。ただし、少しこの場で、その辺について議論をしたいと思います。いかがお考えですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。まずはエアコンの稼働につきまして今現在検討していることについてですが、6月1日から9月30日ということを経験の方で夏季はそういうふうを考えております。また冬季につきましては12月1日から3月31日ということと考えておりますが、これは気温に合わせてまた考えていかなきゃいけないところかなというふうを考えておりますので、こういったそのスパンの中だと長期休業で対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

稼働状況から勘案して、恐らく良いのではないかと考えておりますが、家庭とちよつと違うので埃とか何とかいっばい運動場からもこれあります。そこは余り決めつけずに清掃を小まめにした方が、家庭もそうですけど電気代も安くあがります。そうした方が良いのではないかなと。事故があつてから遅いのでしっかりそこも申し上げておこうと思います。特に今働き方改革というのが世間ではありますので、それに関して教員の方々が仕事が増えるとか、また長時間勤務になるとかということも想像されます。そこら辺については、まだ決めてないとおっしゃいましたけど、どのようにお考えなのかなというふうに思いますのでもう一度お考えをお願いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御意見ありがとうございます。今の御質問にお答えいたしますが長時間勤務については是正をしなければならないというふうに考えております。通常のいわゆる月曜日から金曜日までの勤務の間に、このフィルターの清掃する時間というのは教職員にはおよそ与えられないというふうに考えております。そういった点では、長期休業を利用するよりもほかが無いというふうなところが今現状はあるかと思っております。先程の稼働の期間、そして議員御指摘のとおりいわゆる働き方改革、これを合わせて考えても、今のところは長期休業の間しか無いというふうに考えております。またエアコンの換気につきましても、いわゆる教室中ではチョークを利用することがございます。そのチョークで埃が浮遊する状況の中においては、やはり窓の開閉というのは、これ避けては通れないというふうに思いますので、こういったことを小まめにしながらフィルターの汚れを最小限に抑え、そして子ども達の環境を守っていくということをやりたいとい

うふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ちょっと途中で時間が狂いましたので、私も時間配分が分からなくなりました。エアコンも付けるばかりではなくて、現状に即した運用の仕方、また負担が公平になるような運用の仕方というのも考えていただきたいと思います。より子ども達の健康のためというのが主目的でありますので、それを害するような、例えば先程申し上げたカビとか、そういう形が発生しないように是非最善の注意をしていただきたいと思いますというふうに思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時27分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順7、金子恵議員の①産業振興について。②子育てに優しいまちの実現についての質問を同時に許します。

7番金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

早速質問をさせていただきます。①産業振興について。大型商業施設が開店してから2年が経とうとしています。以前この施設と既存の商業地を動線で繋ぎ、活性化を図ってしていました。しかし、現状は市場の閉店など縮小したとしか思えない状況です。時代とともに商業の中心が移り行くことは至極当然のことで珍しいことではありませんが、町全体で考えた場合も商業の衰退は著しいのではないかと感じています。教育、子育て、健康を施策の中心に掲げ推進していますが、生活の中心となる商業、これは買い物ですけれども、の衰退は住民に不便をもたらしているのではないかと考えられます。この部分は近隣市町に依存しており、町内消費で賄うまでに至っていません。また、今後の人口減少を見据え、商業を含む産業振興は第9次総合計画にも掲げる雇用の環境の充実にも繋がることから、本腰を入れて考えていくべき課題と思います。また、今後の産業振興は地域が一丸となって総合的に取り組むことが求められています。このためには、住民、企業、行政などの多様な担い手が産業振興の方向性などの理念を共有し実行に移していくことが重要であるとも感じています。

そこで以下の質問をいたします。1、今後の商業の振興に対する考え方を伺う。2、第9次総合計画には工業の振興は雇用の場や税収確保など地域経済活性化のためには不可欠であり、これまでも経営基盤強化対策等を実施してきたとあるが、その成果をどう考えているか。3、同じく総合計画に雇用環境の充実のための具体的取組として企業誘

致による雇用機会の拡大と記載されているが、その取組内容を伺う。4、産業振興によるメリットをどう捉え推進するのか方向性を伺う。以上4点を中心にお伺いいたします。

②子育てに優しいまちの実現について。本町は妊娠期、出産、子育てまで切れ目のない支援を行っています。これにより、若い世代の長与町に対するイメージは子育てしやすいまちとして定着しつつあるのではないかと感じています。また子どもを産み育てやすい環境を整えることで、人口減少に歯止めをかけるためにも継続、更なる推進が必要ではないかと思っています。しかし、子育て当事者と行政との接点は個々によって大きくムラがあると考えます。その中において、妊娠期の不安を取り除くための相談場所、産後うつにしないための支援など、様々な場面で対応できる施策が必要となります。

本町の子育ての拠点である子育て包括支援センターなどは町外からの評価も高く、親身になって相談にも乗ってくれるという声を聞きます。今後も子育てに優しいまちを充実させるため、次の質問をいたします。1、妊娠後、行政と繋がる最初の窓口として母子手帳交付があり、そこで面接をすることで、まず1つの繋がりができる。母子手帳交付時に保健師や助産師の面接を行った件数、主な相談内容を伺う。2、妊娠中のサービスとして、電話、面接、訪問による妊婦相談があるが、相談件数と周知方法、今後の課題を伺う。3、出産育児一時金の届け出から妊婦の出産病院が把握できると思うが、病院との連携を強化していくべきだと考える。ネットワーク化の構築に関し、現況と今後の展望を伺う。4、産前産後ケアについて現況とその利用率を伺う。また、その中でも産前産後の母親の心身のケアをするような取組をすることが大切と考えるが、見解を伺う。5、ホームページで現在行っている様々な子育て支援策を町外に向けてPRすることに対し、どのような活動をしているのか伺う。以上5点を中心にお伺いします。

2つのテーマよろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは金子議員の質問にお答えをさせていただきます。①大きな問題の産業振興ということでございまして、1点目の今後の商業振興に対する考え方という御質問でございました。商業というのは、生産者が生産したものを購入し、それを消費者に販売する活動であるとそのように言われております。様々な事業に対応した商品及びサービス並びに雇用の場の提供などを通じまして、地域住民の日常生活にとどまることなく地域社会そのものを支えていくものと私は理解をしております。人々が交流の場として利用し、消費者のニーズに細やかに応えることができる商店街などに代表されるように、商業の振興は地域社会にとって必要不可欠なものでございまして、その持続的な発展を図っていくためには、事業者の自助努力に加え、行政はもとより商工団体、金融機関などの各種団体や町民を含め、地域ぐるみで総力を挙げた支援を行うことが重要であると、このように認識をしております。2点目の工業の経営基盤強化対策による成果でございませ

けれども、この商工業等の振興につきましては事業者に対する支援といたしまして、運転資金や設備投資など経営安定改善を支援する小規模企業振興資金、新規の創業を支援する小規模企業創業支援資金などの融資事業を整備して活用していただいております。また、地域製造業の発展を図るため、西そのぎ商工会が開催する技能者の人材育成と実力向上を目的とするものづくり人材育成事業、このほか生産性向上を図るため、中小企業の設備投資に対しましても先端設備導入に対する固定資産税の特例措置などの支援を行っているところでございます。これらの対策を行うことで優れた人材の集積、融資事業による継続して安定的な経営、中小企業の先端設備導入と、それによります労働生産性の向上、こういったものが見込まれるところでございます。続きまして3点目の企業誘致による雇用機会拡大の取組という御質問でございます。企業誘致につきましては、町内では誘致することが適したスペースが少なく、唯一西側埋立地がございますが、誘致に繋がっていないのが現状でございます。このように本町は地形的な問題も抱えておりますけれども、今日まで本町が進めてきました公共や民間によるまちづくりに合わせ、商業用地などの用地を生み出し、小売業をはじめとする様々な企業が立地をされ、雇用につながっているのが現状ではないかと思っております。また工場等設置奨励条例を改正いたしまして、町内の西側埋立地以外にも立地できるような環境整備を行ったところでございます。今後もこのような条例など活用いただき、雇用拡大に向けて企業の立地を推進していきたいというふうに考えております。続きまして4点目の産業振興によるメリットをどう捉えてどう推進するのかということでございます。産業振興はこの企業の事業活動の進展によりまして雇用の場の確保に繋がり、人口増加や税収の増加が見込まれ、住民の利便性と生活の質の向上など、地域に好循環を生み出すことによりまして様々なメリットが考えられると思います。長与町まち・ひと・しごと総合戦略では、雇用の創出、維持、拡大の観点から本町の産業分野のいずれにおきましても取組を行ってきたところでございます。さらに産業振興を強化するためには、生活圈を共有する長崎市、時津町との連携も必要であると考えておりまして、連携中枢都市圏を一体とした取組をさらに深めていくことも重要ではないかと考えております。今後も地域の産業が地域社会とともに発展していくことができるよう、引き続き支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして大きな2番目、子育てに優しいまちの実現ということでございます。1点目の母子手帳交付時の専門職対応件数と相談内容についてのお尋ねでございます。平成29年度の母子手帳交付件数は391件でございました。そのうち助産師や保健師が直接面談を行った件数が384件、7名の方につきましては直接面談ができておりませんが、母子手帳を交付したあとに必ず保健師が電話連絡を差し上げておりまして、直接面談と同様の聞き取りを行っております。電話による面談を含めると全ての妊婦の対応を保健師や助産師で行っているということが現状でございます。主な相談内容といたしましては協力者が近くにいない相談が1番多ございます。続きまして経済的な不

安、仕事に関すること、食事や栄養に関すること、出産に対する不安、こういったものが続いております。2点目の妊婦相談の周知方法と相談件数及び今後の課題という御質問でございます。妊婦相談窓口の周知方法につきましては、妊娠届に来られた際に、妊婦全員に直接御案内させていただいております。そのほかにも長与町の子育てガイドブック大きくなーれ!、それとかウェブ、それから広報、ホームページ、母子保健推進員の妊婦訪問の際にも周知をしているところでございます。相談件数につきましては、平成29年度の電話相談が26件ございました。窓口相談が8件ございました。訪問が9件となっております。今後の課題につきましては、マイナンバーを活用したオンライン申請が可能な行政手続の中に妊娠届が含まれていますことから、現在は妊婦全員と面談することができておりますけれども、窓口までお越しいただけない妊婦が今後出てくるのではないかと心配をしているところでございます。3点目の産婦人科との連携の現況と今後の展望という御質問でございます。産婦人科との連携につきましては要フォロー妊婦に関する情報交換を行ったり、およそ半数の産婦人科において、産後うつチェック票を情報提供していただくなど連携することができております。産後うつ指数の高い方につきましては、電話や家庭訪問を行いまして早期の対応に努めているところでございます。また、出生届に来られた際に再度保健師や助産師が面談を行いまして、お子様と産婦の両方につきまして、心身の状況や育児の様子について聞き取りを行ってございまして、必要な支援へと繋げている状況でございます。今後の展望につきましては、産婦人科によって連携の状況に温度差がございますが、気になる妊産婦については、町から積極的に情報提供を行うなどネットワーク化の構築に向けて、まずは信頼関係というふうなことを築いていきたいと思っております。4点目の産前産後ケアの現況と利用率及び母親と心身のケアという御質問でございます。産前産後ケアにつきましては、お子さんの成長の確認と合わせまして同じ月齢をもつ保護者同士のお友達づくりの場として、また子育てに関する相談を受ける場として、ゼロ歳児を対象とした事業を2か月に1度のペースで実施をしているところでございます。参加型の支援事業といたしましては、参加者数と参加率をそれぞれ申し上げます。パパママ学級が91組の参加でございまして23.3%、1~2か月児童相談が211名で50.7%、3~4か月健診が414名で98.1%、離乳食教室が147名で35%、モグモグ教室が211名御参加で50.7%、9~10か月健診が387名で90.6%、お誕生日相談が249名で60.3%、IPPO講座が84名で44.7%となっております。ほかには、訪問型の支援といたしまして、母子保健推進員の皆さん方による乳幼児全戸訪問をはじめといたしまして、生後1か月頃に保健師による全戸電話訪問、さらに1~2か月児童相談に不参加の方にも保健師が状況の確認の電話を掛けていただいております。要フォロー妊婦にも個別に御連絡をしているところでございます。産前産後の母親の心身のケアにつきましては、3~4か月健診の際に、母親の血圧測定と尿検査を行いまして、体の回復状態をチェックをするほか、子育て支援センターやおひさまひろばにおきまして、母子の心身のケア

を目的に女性の身体講座やI P P O講座などを開催をしております。また、31年度からは赤ちゃんの正しい抱っこの姿勢、産後の身体の理解を深め、母親支援の充実を深めるために1～2か月児相談のスタッフに理学療法士を加える予定としておるところでございます。さらには、ハイリスクアプローチといたしまして、家事や育児のサポートを行う養育支援事業や31年度からは新たにデイケア、ショートステイも導入をしてまいりたいと考えております。5点目の町外に向けた積極的なPR活動という質問でございます。国が開設をしております全国移住ナビというサイトにおきまして、本町の特徴を子育て世代に優しい町と紹介しております。また、町のホームページにおきましても移住、定住のページで同様に紹介するとともに、大きくなーれ！プラスへのリンクを貼ることでアクセスを促しておるところでございます。さらに、町の移住パンフレットやPRチラシでは子育て環境や支援の満足度は県内1位であることなどが紹介をしております。移住サポートセンターに設置しているほか、移住相談会におきましても活用するなど積極的なPRを行っておるところでございます。このほか昨年度作成をいたしました婚活応援パンフレットの中でも、子育てに関する支援について紹介をいたしまして、連携中枢都市圏である長崎市、時津町のほか、圏域内の一部銀行やスーパーなどにも設置をさせていただいております。現在長崎県の子育てに関する魅力を発信するためには、県内市町の取組を紹介した子育て移住ブックを県が作成しております。今後移住相談会などで随時活用していく予定でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは再質問に移らせていただきます。まず1点目の産業振興について。産業振興に対する考え方というのは今縷々お聞きしたわけですが、商業者と行政の違いというのは出てくるというふうに思います。この産業振興を実現するに当たって、行政、商工会、そして商業者自体の役割というのが曖昧なので、他市町で作っているような商店街振興プランですとか計画ですとかそういうものを作っておられますけど、そのようなものの中で整理ができるといいのではないかと、振興が進むのではないかとというふうに思うんですね。今町長の答弁の中で、長与町工場等設置奨励条例というのが作られていて、こちらの方でというお答えでございましたけれども再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

お答えをいたします。産業の振興につきましては県の中小企業小規模企業の振興に関する条例というのがございます。この中に県、市町、それから事業者、教育関係機関、県民の方もそれぞれの役割が謳われているところです。例えば、中小企業者の方では自助努力による取組、それから県市町では様々な施策の実施がございます。また、県民の

取組では中小企業への就職とか、県内製品、県内産品の利用とか、地域ぐるみで総力を挙げた支援を行うということがされているところです。こういうところを基本としまして、事業者の方々が私達の生活を支えていただく存在であるということ、それから消費者である私達もあらゆる面から商工業者を支えていくという、そういう存在になるような取組を今後も行っていくのが大切ではないかと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

時津町に比べたら、本町は商業の振興に関しては今一つ進んでいるというわけではないというふうに思うんですね。本町においてどこかやっぱり足りないものというのがあるかというふうに思います。そのためにどのような手が打てるのかとか、戦略と言うものを、もしありましたらお答え願えればと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

お答えをいたします。何が足りないかということでございますけれども、西そのぎ商工会を中心としまして、商店街の店主の方が金融機関等も参加をしていただきまして地域活性化会議を開いていただいております。その中で各個店、各お店を魅力ある店舗とするために、何が足りないのかとか、何が問題なのか、また事業者の役割でございます自助努力など、自らが行動する、行動を起こす、そういう取組を議論を重ねていただいております。こういう役割と言いますか、そういうことを分担することに関しましても、今年度より行っております歩くことで健康づくりを行う健康ポイント、そういうのも商業の振興などを地域で支える1つの手法かなというふうにも思っております。また町の方でも広報ながよにおきまして、長与よかとこめぐりと題しまして、魅力あるお店を紹介して情報発信等の手助けを行っております。ということで地域で支え合いながら産業振興を図っていくということを基本として考えてるところです。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

地域のありたい姿と言いますか、そういうものがあると思うんですけれども、その実現のためには今後ますます行政の担うべき役割というのが、高度なものが要求されるというか、詳細にわたっての考え方を深めるというか、そういうことが予想されますので、その辺りをしっかりと考えていただければというふうに思います。工業の振興に関してですけれども、こちらの方ちょっと質問させていただきます。第9次総合計画を見るとある程度の基盤というのはできているというふうに感じます、文面ではですね。でも実際は事業者も減って実態にそぐわないのではないかとこのようにちょっと思うんですけ

れども、工業が発展しない所は商業の発展もないというふうに言われております。この工業の振興は、やはり先程答弁の中にもありましたけれども、雇用面や、そして税金にも直接直結してくるといふふうに思うんですけれども、その振興策をどういふふうに講じているのか、実際何をされているのかお答え願えたらと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

町長の答弁にもございましたように、地域製造業の発展を図るために西そのぎ商工会が開催しております技能者の方々の人材育成によりまして技術力向上を目的としております物づくりの人材育成事業、それから生産性の向上を図るために行っております中小企業の設備投資ということでございます。設備投資をしまして先端設備を導入して生産性を向上させるというような取組がございます。そういう所にも固定資産税が掛かってまいりますけれども、そこには特例措置ということで支援を行っております。それから創業する方に対しまして、融資関係になりますけれども新年度からは保証料の全額補助を町の方で持ちたいと思っております。それから、経営安定を図る振興資金でも返済期間が5年だったんですけれども、それを7年に延ばさせていただきたいということで、そういうことも行わせていただきたいと思いますと思っております。製造業の方々に限りませんけれども、生産性の向上とかいふふうなことに繋げてまいりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

現在ある工業所というか、そういう業者の方、そして今新規に出店というか工場そういうものをつくられる方、そういうどちらにもある程度の支援の体制というのは整っているというふうに今の答弁で聞いてて思いはしました。これが結局は雇用環境の充実に繋がるというか、そういうふう思うんですけれども、以前、企業誘致に関しての考え方というのをちょうど1年前の3月議会で町長にお聞きしました。そのときは若者に対する支援というテーマの中で聞いたんですけれども、今日の答弁では、そのときの答弁から比べると前向きというか進展したなというふうに感じたんですね。町長の答弁を引き合いに出して揚げ足を取るわけではないので、とりあえず町長の答弁をお聞きしていただきたいと思うんですけれども、長与町は企業が進出したりとか、工場を興すとか、そういう個性のある町ではないと思っている、人が住む、そしてそこに教育があり、子育てがあり、生活しやすいこと、そういったものを磨くことによって長与町の個性、来てもらう、それが個性だというふうな考え方であるということをお答えをされています。

このとき指摘はしなかったんですけど、企業誘致による雇用機会の充実ということで総合計画に盛り込まれているとなると、その時点で整合性がとれていなかったのではないかというふうなことで、今回もこれを入れたんですけれども、現在の町長の考え方と

して、この企業誘致に対する考え方というのをお聞きしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員おっしゃるようにバランスというのがあると思うんですね。だからこれをやってこれを全くしないということではないと思うんです。個性といえ、例えば時津のお話をされましたけども、あそこはもう県が中心となって企業誘致されて、あそこに持ってきているということございまして、また国道がある所は諫早にしても大村にしても、やっぱり国道沿いにはどんどん店ができていくというような状況なんですね。長与町も一定そういった商工業を何とかしようということで、今は高田川の南側ですかね。ずっと工場地帯として一応重機等々置いてあると思います。あの辺りが1つの地帯として設定してやってるわけです。それからさらにまた西側埋立地、毛屋白津の所、あそこを埋めて、そして企業誘致しようということであったんです。議員の方の中でも動いていただいている方いらっしゃるんですけども、まだあそこも空いている状況なんです。そういう中で長与町はそれをメインに置いてと言うほど、いわゆる国道、そういった利便性というのありませんし、それから平地というの少ないですし、その中で精一杯、商業、企業がうまくいくようにということで、今いろんな施策を打ってきてというのが状況なんです。ただ、さっき言った個性という意味で言えば、長与町は、例えば長崎市の個性、時津の個性、長与町の個性、ありますでしょうけども、長与町はやはり子育てとか教育とか、それから暮らしやすいまちづくり、こういったものを目指していきたいと。ただ、その中でじゃあ商工業は全くしないのかということではなくて、当然そこも力を入れて今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この質問をさせていただくに当たって、商工業者、商工会の工業関係と言いますか工業部会の方ですとか、そういう方にちょっとお話をお聞きしたんですけども、現在、企業誘致に関しては国道が傍に無いということはリスクではないということです。確かに伊万里でしたっけ、有田でしたっけ、あちらの方の工業団地というのも山奥の方にありますよね。国道ですとか高速からはかなり外れた所にあるけれども、そこに誘致を行っている。ちょっとどれだけの誘致が成功してるかは調べてはいないんですけども、ですから、この利便性が悪いとかいうのは問題には今ならないのかなというふうに思っております。西側埋立地の話が出ましたけれども、ではここ企業誘致として埋め立てをされたのではないかというふうに思うんですけども、最初に戻って質問させていただきますと、この西側埋立地は何のためにいつ造ったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。斉藤の西側埋立地でございますが、これにつきましては中小企業の用地、または物揚場等々で利用するというを目的に埋め立てを行ったということでございます。それと時期につきましては昭和63年3月に埋め立ての許可をいただきまして、平成9年11月に竣工ということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

では、この工事費用、とりあえずは県事業だったのかなというふうに思いますけれども、総額でどのくらい掛かったんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。工事費につきましては県と合同で行っております。したがって町での負担分が約17億でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

17億ということで、一応当初の目的は企業誘致ということであったというふうに思いますので、できればここを売るべきかというふうに思うんです。個人的に思いますと。目的が実際そうですから。平成15年前後に2つの今、西側埋立地の方にある2社に買っていただいたと。その当時からして、今15年ぐらい経っているわけですが、そのときの価格というのはきっとあったと思うんですが、今現在、長与町近隣のこの企業誘致のための時価、坪単価と言いますか、そういうのを調べると結構、他市町に比べて高いんじゃないかなというふうに思うんですけれども、誘致のためにその価格を下げる、そういうふうな手立てというか、検討はされていないんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。下げる手立てというものにまでは至っておりませんが、今現在の価格というものにつきましても算定しているわけではございません。いざ売却するとなったときには路線価とかを基に算定をしていかなければならないとは思っておりますが、しかしながら以前15年前後に売却した企業もございます。そういうものとの兼ね合いもございますので、そのときには難しい判断をしていかなければならないのかなと、今現状ではこういうお答えしかできません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

今おっしゃったように当初売買した企業との価格差を考慮しないといけないということは、一定の理解はいたします。しかしその当時からすると、その路線価で計算をしたらどういふふうになるのかなというの、ちょっと知りたいなという気もするんですけども、だから高いまま、そのままにしておくことが正なのか、売らずに置いておくことが正なのかというと、私はそういうことではないというふうに思うんですね。これに関しては、もう副町長が当時のこと詳しいんじゃないかというふうに思うんですけども、このまま西側埋立地をそのままにしておくということがどうなのか、その見解を伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

私はこの埋立の最後の段階、ちょっと先程都市計画課長がちょっと間違ってますけど、あれは町の事業でありまして、県の土地開発公社に事業を委託しまして、確かあの当時16億か17億か事業費掛かっておりまして、完成したあとに毎年1億5、6千万か7千万かちょっと覚えてませんが10年間で償還をやっていったという経過がございます。あそこも企業誘致ということで当初の埋立申請のときにはちゃんと出してたんですけども、御指摘のように単価が高いと、よその工業団地等々でいくと多分坪単価でも2、3万か高くても5、6万かなと。うちのを逆算しますと20万近くになると。全然ちょっと価格が合わないということで売れてないんじゃないかということは分かってます。御指摘のように、それを価格を下げてでもということで御指摘がありましたけども、現在本町におきまして、一斉清掃、あるいは精霊船の置いておく所とか、夏祭りのときの打ち上げ花火上げますので、一定人が入れないようにするような所というふうなことで、町民一斉清掃のごみもありますけど、そういうふうな一定、そういうふうなごみなり何なりというのが年に何回かそういうふうに使わないかん場合もありますので、代替地が見つければまたそこで検討できるかと思うんですけど、現状では売ってくれという希望が来れば、その鑑定なり何なりをとらなければならないかと思っておりますけども、先程ありましたように、現に買われてきた方との価格差をどうするかとかいろんな問題が出てきますので、現状では町がいろんな場合に使うような格好で、御指摘のように企業等々に売っていただければ、固定資産税とか、もしかしたらそこに雇用ができるというメリットもあるかと思うんですけど。現段階ではちょっといろいろ研究は重ねておりますけども、下げるところまでは行ってない、鑑定が下がってくれば、そうせざるを得ないかもしれませんけども、先にお買われた方との整合性等々もあります。ただ、町としてもまだまだ町有地として利用せざるを得ない状況もあるということで、すぐ私がどうこう

と言うことは、もう最後の最後でそういうふうになんてちょっと携わったということでこういうような答弁をさせていただいてますことを御理解いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この17億円以上掛かった土地、2区画だったと思うんですけれども残ってて、それは一斉清掃、精霊船で使われているのも理解した上でこの質問をさせていただいてるんですけれども、希望者がいれば売ってもいいし、その時点でまた再度考えることが多くあるだろうということではございますが、じゃあここに関してでも誘致に対する活動というのは長与町は行っておられるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

表立ってというようなことではないんですけれども、これはもうホームページになってしまいますけれども、長与町の産業というのを開いていただくと、西側埋立の件も御紹介をさせていただいております。それから長崎県の方でも企業立地促進法の基本計画というのがございますけれども、その中に西側埋立が掲載をされておまして、ホームページの方で見ることができるようになっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

長崎とか、本格的に企業を誘致するというふうになったら、その土地にどのくらいの広さで単価が幾らですというのをきちんと表示をして看板として立ててあるんですね。ですから本当に誘致しようという気があまり無いのかなと、今の時点では話し合いがきちんと、方向性が見えてないということとされていないのかなというふうには思いますけれども、長与町というのは長崎市のベッドタウンと言っておられますけれども、この長崎市が日本の人口移動報告で転出超過数が480人増の2,376人という、全国の市町村でワースト1位だったんですね。この転出超過がずっと治まらない長崎市のベッドタウンということで、いつまでも依存していても人口減少問題というのは解決しないのではないかとこのように私は思うんです。今後やっぱり町単独で生き抜く施策というのを講じるためには、他力本願ではなく本町自体が自立するということが重要になってくるのではないかとこのように思います。雇用場所の確保、それは将来を見据えて今のうちから種蒔きをしておく必要があるというふうに思います。第9次総合計画をずっと引き合いに出しておりますけれども、記載しているように大小に関わらず企業誘致を進める方向というのはしっかりと考えていかなければいけないのではないかとこのように思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

町内から通勤通学等で流出人口というのがございます。そういうことで周辺自治体に1万人以上の方が流出されておまして、生活圏を共にされております。こういうことで、これをすぐに解決するというのはなかなか難しいこともございます。また用地につきましても本町は平地が無くて周囲を山林に囲まれているというような地形的な問題も抱えております。そういうことで繰り返しになるんですけども、まずは企業誘致を第1に考えていきますけれども、今日まで本町が進めてきました公共それから民間によります町づくり、そういうことでいろいろな用地を生み出してあります。そういう様々な企業が立地をしていただいておりますし雇用にも繋がっているというような状況もございます。またこれも繰り返しになりますが工場等設置条例、そういうことで町内全域にも立地ができる環境というのを整えてあります。総合計画にも掲げてありますので、立地にはそういう努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

1番目の産業振興の質問の細目の中の4番で、連携中枢都市圏ということが出てきましたけれども、これに関しては中心市はよいが周辺の市町に実際メリットがあるのか検証できていないという記事も掲載されておりました。この長崎広域連携中枢都市圏構想では1市2町で取組を始めたということで今現在に至っているわけですが、これに限らず、ちょっと言葉を選べなかったんですが、茹でガエルになっているのではないかという感が否めないんですね。本腰を入れて自立するためにも方策を考えていくときではないかというふうに思います。産業振興には必ず民間の力が必要になってきます。ただ、民間の自主性にこだわらず、本町の産業振興発展のための進んだ施策というのをコンスタントに考えていかなければいけないと思いますので、その点を考慮していただきたいというふうに思います。

次に2番目の子育てに優しい町の実現ということで質問をさせていただきます。先程の町長答弁の中で現在の取り組み、そして今後取り組んでいこうという事業まで含めてしっかりと答弁をいただきましたので、その中でちょっと確認の意味で、幾つかの質問をさせていただこうかというふうに思っております。まず乳児家庭訪問事業、これはこんにちは赤ちゃん事業ですけれども、この母子保健推進員が生後4か月の赤ちゃんが居る家庭に訪問する、そして、母子保健推進員訪問事業というのは実施時期として7度の機会を設定していますが、産後4か月から次の1歳児までの期間において、初産、経産婦に係らず様々な不安を抱えるというふうに言われているんですけども、この部分も含めて施政方針にありました産後ケア事業、この中でその間のフォローというのを補

っていくということなのか、そういうことなのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

母推の訪問の中でまずは1、2か月经った頃に出生後に訪問をしていただきます。その次に訪問をしていただくのがお誕生相談ということで約1年近く経ったというところになります。その間のフォローとしましては、まずは里帰りから帰ってこられた頃を見計らって、うちの専門職である保健師あるいは助産師の方が全ての出産をされた方にお電話を掛けさせていただいております。その後、1、2か月時相談というのにも皆さん個別に発送しましてお聞きいただいているんですけども、参加率が50%をちょっと超えるぐらいで、参加をいただけなかった方にも保健師の方からどうしてますかということでもまずはお電話を掛けてフォローをしているという状況です。そしてその後3、4か月のときにはほとんど全ての産婦と連絡が取れて、どういう状況で育児がなされているのかというところは全て把握ができていような状況です。その後も2か月に1回事業を繰り返し行っておりますので、特にフォローが必要だという方には、皆さん個別通知は差し上げているんですけども、また個別にお電話をしまして次こういうのがあるから参加をされませんかということで御案内をするなど、なるべく接触をこちらの方から図るようにさせていただいております。新しく取り組むこの産後ケアというところが、全く近くにフォローしてくれる身内がないという方がやはり10名弱ぐらい毎年いらっしゃいます。どうしても近くにお父さんお母さんがいない、遠くてどなたも頼れる人が、お友達もなかなか引っ越してきたばかりでいないという方が少数の方やっぱりいらっしゃいまして、どうしても夜間ですとか土日ですとか、そういったところが平日は御相談の電話とか、いろんなお電話があったときにすぐうちの保健師等が訪問させていただいてフォローには伺ってるんですけども、どうしてもその夜間の部分ですとか週末の部分というところのフォローがなかなか行政の方で難しいところもございますので、新たに産婦人科ですとか助産師会の方をお願いをしまして、新たにデイケアとショートステイを取り入れていければということで、31年度中に調整をしてスタートをしたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

町長の答弁でお聞きしたことをまた改めて聞いてしまったようで申し訳なかったですが、この産後ケア事業というのは幅が広うございますので、先程言われたショートステイ型ですとかデイケア型、これはやはり病院等との連携も大切になっていきますので、その辺はしっかりと早期に実施できるようにお願いをしたいというふうに思います。

先程ちょっと窓口に来れない方と答弁の中にありましたけれども、そういう方にも支

援を活用してくださいというよりも支援をこちらの方から持っていくという姿勢でした方が利用しやすいというふうに考えますので、その点も含めてやっていただければというふうに考えております。最後になりますけれども、マザーテレサが、ちょっと研究発表みたいになるんですけど、マザーテレサが日本には美しいものがたくさんあります。しかしこの美しい国日本には生まれ出られない子ども達がたくさんいます。私達はこのような状況をただ傍観してはならないというふうに日本に来られたときにおっしゃったそうです。これは十代の子ども達が性教育がなかなか進まない日本において、中絶を簡単に行っている、それを危惧して言った言葉なんですけれども、妊娠期に実は本当はこだわって質問したかったんですけどもちょっとまとまりませんでしたので、今回はその妊娠期についての質問はしませんが、この中絶件数というのがかなり多ございます。こちらの方も最初の妊婦相談、手帳交付したときのその時点での相談があったときには、多分昨日同僚議員の連携ということの中で、NPO法人というところでの連携というのが出てきたかと思います。こちらの方にやはり連携をとって、お腹の胎児の命を守ることからの妊娠、出産、子育てというその一連の流れの中でしっかりと対応していただければというふうに思います。

2期4年間、なかなか質問の中で趣旨が通らず自分の気持ちだけで質問をさせていただいたところも多々あって分かりにくい質問も多かったというふうに思いますが、これは住民の方の声を一生懸命届けようという気持ちの中でのその姿勢だったというふうに思い、御容赦いただきたいというふうに思います。6月議会、この場に立ちまして、皆さんとまたこういうふうな議論を交わせる、そういう立場になれるように頑張っていきたいというふうには思いますけれども、それまでどういうことがあるか分かりませんが、とにかくこの4年間かなり1期目にしたら成長させていただけたというふうに思います。ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

(休憩 11時36分～13時00分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順8、堤理志議員の①交通対策について。②子ども医療費助成について。③協働のまちづくりについての質問を同時に許可いたします。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。それでは一般質問をさせていただきます。交通対策についての質問です。本町はコンパクトな町であり、公共交通が比較的充実した自治体であると理解をしております。しかし、地区によっては移動に困難をきたしているとの意見も聞かれます。また、高齢化に伴い運転免許証を返納した場合、日々の買い物、通院など生活を

送る上でどうしても必要な移動が自力では難しい方、また近い将来そのような状態になることを想定し、公共団体による対策を求める意見も少なくありません。今後のニーズ予測と町としてどのような対策を考えているのかを質問をいたします。

2点目は子ども医療費助成についてであります。30年10月から子ども医療費助成の対象年齢が中学生までに拡大をされました。制度拡充に対し子育て世帯から評価の声が届いています。一方で役場への申請手続きを簡素化して欲しいとの意見がひとり親世帯、共働き世帯などから寄せられています。その解決方法は現物給付化だと思いますが、安易な受診が増える制度という意見も聞かれます。私は住民ニーズに添う施策は現物給付化であり、これを推進すべきだというふうに思いますが、町は現物給付化を推進する立場でありますでしょうか、お伺いをいたします。

3点目、協働のまちづくりについての質問です。町の協働のまちづくり基本方針には住民の孤立を防ぎ、相互交流を促進することが大切との趣旨の記述があります。本町は自治会のほか小学校区を基本としたコミュニティがあり、その役割を担おうとしているものと理解をしております。しかし、そのコミュニティの構成員からも現在のコミュニティのあり方について少なくない疑問の声が出されています。コミュニティの役割を否定するものではありませんが、町としてあり方を検証すべきとの立場から以下の点について質問をいたします。まず1点目、コミュニティは所期の目的を果たしているでしょうか。2点目、コミュニティが自治会やその他団体の役員、幹部だけの交流組織になっていないでしょうか。3点目、コミュニティ活動を負担に感じるという町民の声はお聞きになっているでしょうか。あるとすれば何に負担を感じているのかについて意向調査を実施する考えはないでしょうか。4点目、自主的な親睦、交流を促進するため開放スペース、例えばふれあいセンターの1階の玄関入って右側の方にそういうスペースがありますけれども、こういったものを各コミュニティ単位で設けてはどうかというふうに考えますが、その点についての見解を伺います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後一の堤議員の御質問にお答えをいたします。1番目の交通対策の質問でございます。本町の公共交通につきましては、路線バスは全国の平均的なサービス水準よりも充実しているという状況でございますけれども、一部アクセスが悪い地域、利用が不便な地域が存在をしておることは事実であります。地域公共交通網改善計画では、まずは今ある地域公共交通サービスを見直すなど既存の交通事業者に最大限の協力をお願いし、改善を図っていただくということにしております。その上でバス停から一定の距離があり道幅が狭い急斜面市街地を不便地区として指定をいたしまして、新たな交通システムの導入について検討していくこととしておるわけでございます。今年度は中尾団地地区と道の尾、自由ヶ丘団地地区の2地区におきまして乗合タクシーの試験運

行を8か月間程実施いたしました。この間、利用状況や地域住民の皆様へのアンケート調査の結果などを踏まえまして、時間帯の変更あるいは停留所の増設、ルートの見直しなど利用していただけるような工夫をしながら運行を実施してきたわけでございます。アンケートの結果を60歳代以上に限定をいたしますと、乗ったことがあるという方が17%、乗りたいと思うがまだ乗っていないとおっしゃる方が51.5%、乗っていないし今後も乗る予定はないという方が31.5%。この利用をしていない方々の理由ですけれども、自家用車などの別の方法で移動できるからというのが実は76.4%あったわけでございます。現状におきましては多くの方が自家用車などを利用されているわけでございますけれども、乗合タクシーを本格運行した場合の利用ニーズといたしましては、運転ができなくなったら利用するという方が46.5%ございました。将来的にはこの需要が増えていくのではないかなと考えております。今回の試験運行では6か月間の定時定路線運行に加えまして、2か月間の事前予約による運行も実施いたしました。が、全体としては思ったよりも利用者数が少ないなという状況でございました。地域公共交通会議におきましては、運行の在り方を協議する中で予約運行の十分な検証を行うためには、期間の延長を検討すべきじゃないかという御意見もいただいております。これを踏まえまして、改めて会議での協議を経たのち、来年度試験運行期間を延ばしまして、導入の可能性についてさらなる検証を行ってまいりたいと考えております。

続きまして2番目の御質問でございます。子ども医療費の助成でございますけれども、子育て世帯の経済的負担を少なくし、安心して子育てができると助成対象者を順次拡大をしてきたところは御案内のとおりでございます。また、申請手続きにつきましても、負担軽減を図るために郵送による申請を可能にしているほか、切手代や平日に来庁する方々の負担も考慮いたしまして、昨年10月から福祉医療ポストを置きまして、土日の受付も行っているという状況でございます。1番の目的でございますところの経済的負担の軽減ということでございますけれども、一定の効果が得られるものと捉えておりますけれども、子ども医療費の現物給付につきましてはいろいろ問題がございまして、まず国保に対する国庫負担金が減額されるということ、町単独では全ての医療機関への導入が難しいということ、そして町の財政負担が大きくなること、こういったことから国や県に対しましても引き続き補助金などの要望を行い、優先順位等を勘案しながら検討をしてまいりたいと考えております。なお、所得制限のあるひとり親世帯につきましては、長崎県の福祉医療制度検討協議会におきまして、本町では現物給付を推進しておりますけれども、県内での市町の足並みが揃わない状況となっているところでございます。

3番目1点目のコミュニティの所期の目的を果たしているかという御質問でございます。コミュニティ設立の目的といたしましては、地域住民の総意に基づき連携協調して快適な生活が実現できるように、住民の親睦と融和、あるいは環境と福祉、あるいは文化の向上発展などの推進を図っていただいております。具体的な活動といたしましては、防犯活動がございまして小学校区単位でのイベント、そういった自治

会単位ではできないようなことをコミュニティが実施主体となることで、自治会活動と並行しながら地域協働活動をより円滑に進めていただいております。したがって所期の目的といたしましては、学校の登下校時におきましても青色パトロールをはじめとする地域の見守り防犯活動、そして校区ごとで開催をいただいております各イベント、自治会単独での実施が困難な地域活動を行っていることを鑑みますと、一定の所期の目的というのは達成されてるんじゃないかなと考えております。

2点目のコミュニティが自治会やそのほかの役員、幹部だけの交流組織になってはいないかという御質問でございますけれども、コミュニティは自治会を中心とした各種団体の役員により構成されておまして、役員は主に現役の自治会役員、あるいは役員を経験された方が就かれていますことが多いようでございます。いずれのコミュニティも各イベントを実施する際には、この自治会に協力依頼をしなければ成り立っていきません。したがって自治会から役員を選出するのは自然の流れではないかなというふうに考えております。コミュニティの役員として各自治会からの様々な意見を取りまとめるのは相当に大変なことで推察をしておるところでございます。また、役員または幹部だけのこういう組織になっているんじゃないかという御質問でございますけれども、コミュニティは自治会を中心とする地域活動団体から役員を選出されておるわけでございます。誰でも参加できるような開かれた組織となっておるということが言えると思います。自治会役員をされている方がコミュニティ役員を数年経験するという場合もございますけれども、地域活動に長らく携わっている方の知見というんでしょうか、これは非常に大変貴重だと感じておりますので、役員として活躍をしていただきながら今後はより一層の女性の参画も呼びかけていきたいなど、そして、多様な方々に参加していただければ開かれた地域になるんじゃないかというふうに思っております。

3点目のコミュニティ活動を負担に感じるという町民の声は町に届いていますかと、何に負担を感じているのかを意向調査を実施する考えはないですかという御質問でございます。このコミュニティ活動の組織運営や活動事業をはじめ町からの指導助言や活動支援等についても御意見を役員会等々で常々拝聴しております。また、各種役員会とか長与町コミュニティ地区連絡協議会におきましても様々な意見交換などを実施していただいておりますが、その中で負担であるという意見は直接聞いてはないわけでございます。なお、昨年は自治会長へ自治会アンケートを実施させていただきました。町としましては意向調査の実施は考えてはおりませんけれども、この研修や研究協議等を行う中で様々な御意見をお聞きしながらコミュニティ関係者の皆様と一緒にコミュニティ活動の推進を図ってまいりたいと考えております。

4点目の自主的な親睦、交流を促進するため開放スペースを設けてはどうかという御意見でございますけれども、ふれあいセンターとか南交流センターでは、ロビーをフリースペースとして議員がおっしゃるように開放しておりますけれども、この施設利用後やちょっとした交流の場として御利用いただいております。親睦や交流を深めていた

だいておるので非常に結構なことだと思っております。なお、長与公民館とか上長与地区公民館、北部地区多目的研修集会施設等でございますけれども、これは教育委員会の所管施設となっておりますけれども、施設ごとに状況が異なりますので関係所管課と協議をしまして、できるだけこの施設の利用状況を鑑みながら考えて行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは交通対策の問題について補足と言いますか、補強的な形で質問をしたいというふうに思います。昨年乗合タクシーの試験運行を実施して、今年も1月と2月とデマンド方式でさらに延長をしたということでありまして、全体的にはなかなか利用者が少なかったという御答弁でありますけれども、実施してからこの間の利用の状況、利用の推移がどのようなものだったのかをもう少し御説明いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまでの乗合タクシーの試験運行の実績、推移でございますけれども、両地区の合計で申し上げますが、最初スタートした月には約30名の御利用がございました。その後、夏場が非常に暑かったということもありまして100名を超える利用がございまして、10月に若干下がりましたが、また11月100人超えという形で推移をしてきております。一方で予約制の方ですね、これについては1月が22名、2月が38名ということで推移をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の数字ですけれども、暑いときなどは100人超えということでありまして、先程私は利用者が少なかったというふうに町としては捉えているということですが、この数字をどう評価するのか、少なかったのか、一定利用されたんじゃないかなというふうにも見えるんですが、この辺りは再度御答弁いただければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この利用者につきましては、今全体の延べ人数を申し上げたんですけれども、当初想定しておりましたのが1便当たり2名程度乗っていただけないだろうかという想定がございました。これに対して実際はお1人も乗っていただけなかったという状況がございました。1便当たりお1人も乗っていただけなくて0.74人という結果でございました。

また、当初3往復の運行をしておりましたけれども、その半分以上がゼロ人での運行であったということがございましたので、一定の利用はあったものの当初想定していたよりも利用が少なかったというふうに評価をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ということは、定期運行の予測それから乗合率の予測が若干想定よりも下回ったということで理解をしたいというふうに思います。ちょっと話は変わるんですけども、先程利用しない理由の大きな要因としては車を持ってるからですね、自分の車があるからそれで行くからいいよというようなことが利用しない1番大きな要因であったという話でありました。これは全町的に高齢者の皆さんが今後、運転免許証を一定年齢達すると返納するという方も増えてくるんじゃないかと思えます。それに伴ってやはり高齢になってまいりますと自力で長距離歩行するのが困難になってくるというような方々も今後増えてくるんじゃないかということが想定するわけですけども、こういった要するに今後なかなか自力での歩行が困難になっていくというような方々が今後どうなっていくのか、増えていくんじゃないかなと私は思うんですが、その辺りの予測等というのは一定分かりますか。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

高齢化に伴って、なかなかこう自由に動けなくなるとか、そういった方というのはちょっと推計ができておりませんが、人口ビジョンで申し上げますと65歳以上の人口の推移、現在が2018年の3月で1万500人程度いらっしゃいます。これが例えば約20年後2040年には1万3,500人程度、この頃をピークにまた減少しまして2060年には1万2,100人程度というふうに推計をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ということで、やはり今後そういった方が、ニーズは当然そういうことで増えてくるんじゃないかというふうに思いますので、私が一番気掛りなのが、この事業を実施したときの成果をどうやって測るかというところで、1年やってみてどうだったかだけで判断できないんじゃないかなというふうに思うんですよね。やはりこの交通弱者対策というのは、中長期的なニーズがどうなのかっていう、そういう少し長いスパンで検討しないと、1年やって少なかったじゃあもうあまり意味がないですねというふうにはならないんじゃないか。そういう政策じゃないかなというふうに思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

試験運行を実施する中で私どもが想定したとおり、またそれ以上の実績があれば本運行へ行こうというふうに考えて今回は試験運行を実施してまいりました。ただ、なかなか想定どおりに御利用がないということで改めて延長して2か月間の実施もいたしましたし、地域公共交通会議の御意見も伺いながら、また来年度さらなる検証をしてまいりたいと考えてもおります。それとこの間、地域の方々にも利用された方もしくは地域住民の方、両方に御意見、アンケートという形でお聞きをしておりまして、現状を実態、先程のまだ車で運転されるっていう方のほかにも最近では病院がそういった送り迎えのサービスをされていると、買い物があるときは寄ってもくれるんだよという声も聞いておりますので、こういった状況も踏まえながら検証していく必要があるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

以前こういう乗合タクシーと言いますか、公共交通の対策の問題で一般質問をしたときに、これはあくまでも町として、また準備をする段階でも、あくまでも利用する地域の方々やはり自分たちのそういう公共交通機関なんだ、自分たちで積極的に利用しようという機運を高めないとなかなか難しいんじゃないでしょうかというやりとりをしましたよね。この部分は、今回やってきた中でそれぞれの自治会の中の機運っていうのはどうだったのか、この辺り掴んでいらっしゃればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

試験運行の開始に当たりまして、何度も地域の方とお話をしてまいりました。自治会をはじめ地域の方々もこういった乗合タクシーという運行は非常にありがたいという声もございましたし、是非利用をしていきたいという声もあっております。利用状況を逐次自治会長などにお伝えをする中で、地域でも利用促進を図っていただいております、その効果っていうのも一定表れているのではないかなとこの推移を見て感じているというところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

質問の角度をちょっと変えてお伺いしますけれども、この間、本町内のいろんな住宅団地があるわけですけれども、40年程度経過した比較的高齢者が多いのではないかな

と思われる宅地の状況というのはどうしても交通弱者の問題というふうになりますと目が行くわけですが、比較的最近造成された住宅団地の中にも、潜在的な交通弱者という方がいらっしゃるなというのを実はちょっと私たちアンケートを取り組んだ中で、緑ヶ丘団地の中の高齢者の方から近々車を運転できなくなったあとに非常にバスの公共交通の便が非常に心配なんだという声が出されて、私も何となく感覚的にはまなび野それから緑が丘という所は若い人たちだけが住んでいて、交通の問題は気にしなくていいなと思っていたんですが、意外とそういったところも少し頭の中に入れておかないといけないなと思うんですが、そこで緑が丘、まなび野辺りの高齢者の居住状況がどうなってるのかなというのを聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

緑が丘地区とまなび野地区、まなび野西と東と自治会が分かれていますけれども、その3自治会についての状況をお伝えいたします。まず緑が丘自治会ですけれども、これは30年の3月末現在の数字でございます。居住状況が緑が丘地区1,680人になります、対しまして65歳以上の方の人口が82。そしてまなび野西につきましては、地区の人口が1,191、そしてそれに対しまして65歳以上の人口が92。そしてまなび野東地区が人口1,381に対しまして65歳以上の人口が123となっている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

こういった地域を今すぐすぐ乗合タクシーを云々ということまでちょっと言うつもりはなかったんですけれども、そういった状況でつついその団地は若い人の団地なんだというだけじゃなくて、そこには必ずそういった公共交通の問題を切望されてる方々もいるんだということを是非気に留めて対応といいますか、念頭に置いていただきたいというのと、もう1つちょっとそれに関連するんですが、一昨年私ども議会の方も総務常任委員会でコミュニティバスと言いますか、そういった公共交通の対策の関係で県外の視察に参りました。その中で三重県の津市の方に視察をさせていただいたんですが、このときに担当の職員の方からアドバイスをいただいたのは、交通弱者が多い地域というのが当然やはりあるわけなんですけれども、これを近隣の例えばAという団地、それとBという団地ありますけれども、これを個別に考えずに1セットとして考え連携させるってことが乗合率を高め、稼働率を高めることに繋がるんですよというアドバイスいただいたんですね。ですから私先程言いました緑が丘というのは、決して高齢化率は高くないですけれども、例えば仮にですけれども、そういったデマンド方式で例えば中尾団地を回ってそして緑が丘回って行くとか、そういう形にすることで乗合率、稼働率

を高めていくということもなるほどそういう可能性というのも考えられるなというふう
に思ったんですが、そういう交通弱者が比較的多いんじゃないかと思われる地域間を連
携させるという考えは検討できないものか、この辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回の試験運行についても、密接した地域ではありますけども道の尾団地と自由ヶ丘
団地という2つは当然一緒に考えたというところでございます。それとほかの地域、今、
緑が丘と中尾団地と例えばということでの提示でしたけれども、比較的新しくできた団
地については道幅も広くてバスが乗り入れをされてるんですね。確かにこの緑が丘につ
きましては、例えば本川内方面などへの東部へのアクセス、これはなかなか不足をして
いるというような実情も聞いております。これについてはできる限りバス停の増設が可
能であればですとか、路線を延長してもらおうとか、現在のバス事業者に御協力をいた
だければというふうに思っております。もっと別の所を考えたときにやはり現状におい
てもバス事業者が、路線を町内張りめぐらせていただいているんですね。そういった中
で地域間を、ちょっと離れたところとなってきましたと同じ路線になってしまったり、あと負
担ですね、町としての負担も距離が長くなれば長くなるほど負担も上がりますし、それ
で1名しか乗っていただけなかったということであればなおさらでございますので、な
かなか地域間を結ぶということは難しいかなというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

難しいかなというお考えですけれども、私が言いたいのはデマンド方式によって一定、
非常にタイミングが合えば乗合率も稼働率も上がるものですから、そうなるくと委
託されてる会社にとっても非常に良いわけですね。ですから是非その辺りは検討をして
いただいて、両者が利用者も非常に助かる、そして委託業者の方もそれによって一定仕
事があるということになれば良いかなというふうに思いますので是非検討をお願いした
いということと、それから施政方針の中で、また今年度も少し実証をやってみたいとい
うことでありましたけれども、これ本当に決定するのはきちっとした正式な会議の中
になるのは理解しますけれども、町として考えられる、考えていらっしゃるスケジュール
はどういったふうになるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは今年度中に地域公共交通会議に諮りまして、この延長することについての合意
を図っていきたいというふうに考えております。その後、延長に関する国の手続きです

とか、予算もそうですね、というものがございまして、早くて5月頃に運行開始で半年間ほどの運行ができないかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解いたしました。是非住民の皆さんと機運を高めながらうまくいくように願っているとあります。

次に現物給付、子ども医療費助成の現物給付化の問題に移りますけれども、これも先程申し上げました、ちょっと私どもで昨年アンケートを取り組んだ中で意外と現物給付にして欲しいという声がたくさん寄せられて、ちょっと想定以上に寄せられてたもんですから恐らく町の方にもこの現物給付を求める声というのは、できるできないは別として、そういった意見というのは寄せられているかどうか、この辺りの状況をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子ども子育て支援事業計画という第2期の策定に当たりまして、子育ての全ての世帯に対してアンケート調査を今行っているところでございます。全ての集計がまだ終わったわけではございませんけれども、一定現物給付にして欲しいという声はいただいているところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

町長の答弁の中にもありましたように、町だけでできる問題じゃないようで、いろんな関係団体との協議等が必要になるかというのは一定理解をいたします。ただ1つはやはり町としてこれはやりたいということで、一定の目標年度を設定するというのもあっていいのかなと思うんですね。そういった点で目標年度を設定する考えがあるかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

具体的に現物給付を何年度というところまでは出しておりませんが、今現在の優先順位の高いところから考えますと、1番がまずは子どもの命を守る取組というのを最優先で私たちは考えております。その次に待機児童解消ですとか、経済的な支援というところ、あと親子のケアを十分にしていくというところが上がってくるわけなんですけれども、一定目的であります経済的な支援というところは償還払いではございます

けれども、一定果たしていけるのではないかと捉えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の御答弁ですと一定経済的支援はできてるんじゃないかということであります。そこでお伺いしますが、本来受給が可能な人とそれから実際に申請がされた人というのは当然差があるんじゃないかと思うんですが、これっていうのは何らかの方法で掴めるのか、あるいは推定ができるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

実際に長与町内の小中学生の子どもがどれだけ病院の方に掛かっているっていうのは、現実的な数字はなかなか難しいんですけども、近隣で現物給付をされていらっしゃる所がございますので、そこを参考にさせていただきますと1人当たりには掛かった医療費が出てまいります。そこに長与町の子どもの数を掛けた場合に、今予算計上しているもののおよそ2倍ぐらいは掛かってくるのではないかなということを推計しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

要するに潜在的なそういったニーズっていうのはあるということで、やはりうちもそうなんですけれども、フルタイムで両方働いている、あるいはひとり親でフルタイムで働いているとなりますと、なかなか現実問題として申請が難しいというのがあるから、やはりそれがあるから私たちの方にもまた町の方にも何とかこれを簡素化できないかという声が出ているんじゃないかなというふうに思うわけです。分かりました。やはり申請がなかなか十分には行き届いてないということが理解と言いますか、分かりました。それと現在1つの対策として役場の玄関の所にポストを設置されているわけでありまして、けれども、これの利用状況、実際にそれが10月からだということですけども、どの程度それを介して申請がなされたのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

昨年の10月に設置をさせていただいたところなんですけれども、投函があった件数が251件ございました。あと福祉医療が、なかなか役場が空いてる時間に来ることが難しいっていうところに対しましては、周知が十分でなかった点があるのかなという反省も含めまして、今現在は役場の方に出向かなくてもこういう福祉医療ポストというのも活用できますし、あと年に1回必ず6月には児童手当の現況届ですとか、いろんな役場

に来るときにまとめて申請ができるんですよってことも周知を合わせてさせていただいております。毎月来ないといけないという、中には勘違いをされてる方、説明が足りなかった部分もございますので、例えば1年分まとめての申請ということも可能ですってことを今御案内させていただいております。それともう1点、28年度から申請書の様式をかなり簡素化させていただきました。以前、乳幼児が償還払いをさせていただいているときには、1人病院ごと、1月ごとに申請書を1枚書いていただくという、かなりの手間が掛かっておりました。それをお1人につき1枚の申請書で事が足りるように改正をさせていただいております。ですから1年分まとめて出しても申請書っていうのは1枚で済むという形でかなり簡素化も図っておりますので、申請がしやすい環境作りというところで、もう少しPRをしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

現状の中でいかに利用者の方に利用しやすいようにするかということで努力をされてるというのは非常によく分かりますし、そこは率直に評価できるなというふうに思っております。ただ1点ちょっと玄関ポストのところで分かりにくいなということがございます。それは町のホームページで子ども医療費助成の部分を見させていただきますと、その中で必要なものということで書いてあるのが申請書そして領収証、印鑑、健康保険証、そして福祉医療の受給者証、これが要りますよってというふうに書いてあるんですが、実際下のポストの所に行ってみますと、そこには申請書と領収書があればいいというふうになってるんですよ。ですからインターネットで調べてみると印鑑もいる、保健証もいる、受給者証もいるし、ポストに入れろというけど、どうすればいいのかなということで非常に分かりにくい。実際行ってみたら申請書と領収書だけでいいのかということで、ちょっとこの辺が非常に今のシステムだと分かりにくいので、ホームページの方なりにポストに入れる場合は申請書と領収書でいいんですよということをもっと分かるような感じで住民の方に分かるような説明ができないものか、そういう提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

申請書の記入に当たりまして、今言いました健康保険証ですとか受給者証ですとか印鑑が必要ということを書かせていただいて、申請書もインターネットの方でダウンロードができますので、もちろんインターネットを見られて申請書をダウンロードして記入をされた場合は申請書と領収書だけで事が足りるようにはなっております。確かに見られた方が分かりにくいということであれば、もう少し分かりやすいように工夫をしてきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の点でも例えば印鑑と書くのと物の印鑑と思われまので、もう押印なり、そういうふうにすればいいかなというのと、あと、このポストに入れるときには健康保険証も受給者証も要らないということであれば、役場での手続きのときも、もうそれを要らないというふうにはならないものか、役場に直接申請に行くのでも申請書と領収書、あと押印さえしておればOKだというふうにはならないものですか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

役場窓口にお見えになられたときも全て記入、押印が済んでるものは健康保険証を見せてくださいとか、そういったことはしていないんですけども、中には領収書だけ持って窓口に来られる方がいらっしゃるものですから、そういった記載の仕方をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

是非今言ったような、率直に一住民としてあらこれどうなるのかなという疑問をそのまま申しあげましたので、是非検討をいただきたいというふうに思います。それから非常に良い形でああいうポストを作って非常に助かる方もたくさんいらっしゃると思うんですが、土日だと5時までなんですよね。それで例えばなんですけども、庁舎の例えばどこかの片側の外壁に雨天対応型のちょっとしっかりしたステンレス辺りで出来た多少な雨風にも耐えうるようなポストを壁面に直接取りつけるような形で時間外だろうが、24時間いつでもOKだよというようなものが出来ないものか、この辺り検討できないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

今現在は正面玄関の所に土曜日、日曜日にも住民課の証明書を出す機械がございますので、そこが空いてるということで利用をさせていただければということで、庁舎管理をしている契約管財課の方にもお願いをしております。今後土曜開庁等が無くなった場合、あそこが閉まった場合どうしようかと所管の方でも考えておりました、守衛がいらっしゃる所には土曜日、日曜日っていうのも入ることが可能となっております。今後はそこに置かせていただければということを考えておりました、今後そのようになった場合はお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

いろいろ知恵を働かせていらっしゃるということで理解をいたしますので、是非そういう方向で一步ずつでも進めていっていただきたいなというふうに思います。そして現物給付の役割なんですけれども、先程経済的な支援だということでおっしゃいましたけれども、行政に携わる中でも大きく2つ流れがあるんじゃないかと思います。これ現在の知事の前の知事なんですけれども、現物給付に対して必要な人は手続きをすればいいのであって、利用しない人まで手厚く恩恵を与えることを行政がする必要があるのかというようなこと言ったというのが、当時は乳幼児医療費の問題だったんですけど、1つここが議論になったんですね。それとちょうど同じ時期に長崎市の方の以前教育長をされてた馬場さんが、この現物給付というのは少子化対策の最たるもので、子どもが急病の時に財布の中を気にせずすぐに病院に駆けつけることができる。そういう環境整備なんだということをおっしゃったんですね。町としては先程一定経済的な支援ができていくということでありましてけれども、必要な制度は設けてるのに、使っていないのは使えばいいんじゃないかという考えに立つのか、それとも非常に生活に困窮されてる方で今手元に1,000円しかないけど、これで病院に行って足るんだろうかというような心配をしなくても病院に行けるという体制を取るのか、どちらが行政としてやるべきなのかという点で考えれば、もう率直に言いますと償還払い方式、現物給付、町としてはどちらの制度が住民にとって望ましいというふうに考えるかですね。ここをちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

議員がおっしゃられるように子どもが早急に病院に掛かることができるということは、子どもの重症化予防にも繋がりますし、私が先程言いました子どもの命を守るという点では、本来であれば現物給付が1番望ましい政策であるのかなというふうには捉えております。全国を見ますと全てが全ての子どもということではなくて、47都道府県のうち、まだ28県ぐらいは所得制限というのを設けて現物給付をされている所もあるようでございます。現物給付をするのであれば、やはり一定の所得制限なり設けて、本当に必要な方に必要な支援を届けたいというのが本音のところでございます。ただ長与町の場合は、小中学生については償還払いをしておりますけれども、先程町長の答弁にありましたように、ひとり親の分の福祉医療については所得階層がなかなか厳しいということも重々分かっておりますので、そこについては現物給付に取り組みたいなということを思っております。県の会議等でも長与町としましては、現物給付の方に進みたいんだということは会議の中ではお話をさせていただいてるような状況です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

町としては、制度としては現物給付が望ましいという考えを持ってるということは理解いたしました。あとはいろんな関係団体、それから県なんかのいろんな理解、協力等々が必要だと思いますので、是非そういう方向で今後も一歩ずつ進めていただきたいというふうに思います。

3点目の協働のまちづくりの問題についてなんですけれども、主にコミュニティの問題でちょっと私の頭の中にあるんですけど、質問をさせていただいたわけなんですけれども、このコミュニティに対する補助、助成の在り方なんですけど、今のところ町が当初に一律の補助をやるというやり方なんですけど、やり方によっては例えば各コミュニティがそれぞれ年度当初と言いますか、3月辺りの段階で次年度はこういったことを取り組みたいということを経営者が創意工夫して計画立案をして、それに対してあくまでも町はカットするという姿勢じゃなくて、その創意工夫に対して町がそれに必要な額を助成するというような、そういう形のふうな助成補助の在り方にした方が、よりこのコミュニティというのは活性化するんじゃないかなと。自分たちで計画を練ってやろうじゃないかというふうになるんじゃないかと思うんですけど、そういう方向に切り換えるということも必要じゃないかなと思うんですけど、この辺りの考えはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいまの御質問にお答えします。まず各コミュニティには90万の助成と言いますか、補助をやっております。これはもう一律に交付してるところでございまして、また各コミュニティにおかれまして各会員から会費という形でそれぞれ負担もいただいているというのも現状でございまして、まず今の段階としましては、それぞれ各コミュニティとも総会等開きながら年次計画、また前年度の実績報告等を各会員の中で総会という形で報告をしておられますので、その中で一定の計画等も進められているんじゃないかなと考えております。今、御提案いただきました意見というのも今後のコミュニティ活動の推進を図る上でも1つの考え方として検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

と言いますのも、どうしても総額がありますと予算消化型になりやすいんじゃないかなと思うんですね。2、3年に役員がずっと変わられるということも1つあるんですけども、前年これをやったから今年もこれをやろうということで、非常にマンネリ化していくとコミュニティにとっても良くないんじゃないかなと思いますので、是非その辺

りがより活性化するにはどういう方法がいいかという観点から、あくまでもその予算をカットするという立場じゃありませんが、そういうふうにだんだん切り替えていった方がよりコミュニティにとっても良いんじゃないかというふうに思っております。この辺り町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

そのところはやり方だと思うんですね。ただ一定の予算を講じておりますと、その中でコミュニティの方々が何をやるかっていうことの方針ですね、そういったものが立てやすいんじゃないかと思うんですよ。だから議員がおっしゃるようにどういったものをやりたいんですかということで予算を立てる場合は、それは法外な予算になる場合もあるでしょうし、小さくなる場合もあるでしょうし、その辺りはあるかと思えますけども、ただ例えば大きなものをしようとも思ったならば例えば2年間そのお金を貯めてやるとか、そういったことも考えられるだろうと思えますし、それぞれのコミュニティの個性を生かしてやるためには一定の予算を講じた方が計画は立てやすいんじゃないかなどそのように考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に地域特性の問題でお伺いをしたいんですけれども、いろいろ私どもも視察に行きますと長与町よりも大きな面積を有するような自治体、町というのはたくさんございまして、見ていきますと、そういう広大な面積で集落が非常に点在しているというような所が、そういう町村があちこち見えてきているわけでありまして、そういった所に比べまして本町というのは非常にコンパクトで比較的住民間が近いなというふうには私を感じているところです。それで今、住民間の連携というのは比較的長与っていうのは非常に取れてる方じゃないかなって思います。例を挙げればいろいろあるんですけれども、例えば上長与地区で同僚議員もやられてるダムロードレースを今実行されてますけれども、何年か前に大雪が降ったときがありまして、どんどんどん雪が積もってきて普通ならもうあたふたあたふたするところをすぐ住民同士で連携して融氷剤と言いますか、氷を溶かすやつをさっと手配してきて、みんなで分担してさっとそれを子どもたちが走りやすいような状況、別に行政に頼らなくても自分たちで住民同士で連携してやるとか、そういったところをたくさん見ております。例えばもう1つ例を挙げますと、ニュータウンから洗切小学校に下りて行く所にサクラ階段がありますけれども、これも何年か前に大きな桜の木の枝がどんと倒れまして、ちょうど子どもが通学する時間帯の直前だったんですけれども、朝の7時ちょっと前だったんですが、もうすぐ私も含めて何人かに声がばあっと掛かりまして、みんなでその木を切って子どもが通れるようにする。そう

いうのを見ておりますと長与町というのはそういう自主的なコミュニティというのがもう根づいているなと思うんです。そういう点では先程言いました見守りとかは当然必要なんですけれども、余りにもこれもやらんばあれもせんばというふうにするよりも、一定住民の自主性に頼ってもいいところもあるんじゃないかなと思うんです。その辺りも含めてもう少し緩和と言いますか、簡素化できるものもあるんじゃないかと思うんですが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

どうも例題に挙げていただきましてありがとうございます。コミュニティのやはり良いところを御報告いただきましたので本当に感謝申し上げたいと思います。確かにいろんなやり方、方法等はございますけども、今、議員がおっしゃいましたように地元でできることは、自分たちでできることは自分たちでやっていくという、そういうふうな風潮と言いますか、お考えと言いますか、そういうふうなことも大事にしていければというふうに考えております。今後とも地区コミュニティがやっぱり地域に根ざした活動ができるような指導助言等を行政側としても考えていきたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。私たち住んでるこの日本というのは、どの地域に住んでも一定水準の文化的な生活ができるようにということで交付税制度がありまして、私たち長与町もこの制度に非常に恩恵を受けてるんじゃないかと思うんですけれども、やはり長与町の中でも、どの地域にいても完全な平等というのは難しいかもしれませんが、行政の手だてが、先程言いましたふれあいセンターがある地域と南交流センターがある地域は住民がさっと立ち寄ってそこでいろんな打ち合わせができる。でもそれ以外の地域はそういったスペースが無いということだと先程も公平性の問題等もありましたので、各館に1つはそういうフリースペースで住民同士が親睦交流を深めるようなものっていうのはやはり持つておくというのが、それこそ公平公正じゃないかと思えます。もちろんそれぞれの成り立ちや所管も違うのもあるかもしれませんが、極力そういったスペースが取れないか。1つはやっぱり取れないと、そういう今後高齢化していく中でのお互いの情報交換、交流等そういうスペースっていうのは必要だというふうに思いますが、それを今後協議、検討していけないものか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

御質問にお答えいたします。まずは先程から町長の答弁にございましたように南交流

センターとかふれあいセンターにつきましては、そういうフリースペース的な所はございます。今後3地区につきましても先程ありましたように教育委員会との関係もござい
ますので、そこと協議をしながら住民の皆様がよりよく使いやすいようなそういう環境
作りということで検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 13時58分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、河野龍二議員の①子育て支援について。②高田越地区内の町有地について。

③交通環境整備についての質問を同時に許します。

14番、河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、早速質問をさせていただきます。質問に入る前に訂正をお願いいたします。
3番目の交通環境整備についての質問ですが、（1）の西高田踏切の改善とありますが、
これは正式には高田踏切でありますので、西高田踏切を高田踏切と変えていただきたい
というふうに思います。それでは質問に入ります。まず初めに子育て支援についてです
が、私たち日本共産党長与町議団では、昨年10月から町づくりアンケートとして町民
の皆さんを対象にアンケート調査を行いました。アンケートには様々な意見が寄せられ、
先日吉田町長へ届けたところであります。そのアンケートの意見を参考にして質問をい
たします。（1）保育料の軽減について。アンケートの中でも意見が多かったのが保育
料の軽減であります。吉田町長1期目のときに保育料の軽減がなされましたが、それ以
降他の自治体でも様々な保育料の軽減策がとられています。その内容は第2子、第3子
も無料、同じ保育所に通う場合はその後の第2子、第3子も無料。第1子の子の年齢に
関係なく第2子は半額、第3子は無料などであります。長与町では、こうしたほかの自
治体と比べると保育料の負担が重いとを感じる世帯が多いようです。他の自治体も参考
にし保育料の軽減策はできないでしょうか。2つ目に不妊治療の補助について。本町では、
不妊治療に長崎県の治療費助成制度を活用しております。全国の自治体では、県の助成
制度と合わせ自治体独自の助成制度があります。本町でも独自の助成制度の考えはあり
ませんか。

2つ目の大きな質問、高田越地区内の町有地について質問いたします。高田越地区内
にある、現在公園として活用されてる町有地は、町は売却したいとの考えが示されてい
ます。その後の議会報告会でも不満の声が出された経緯があります。一般質問でも取り
上げ、多くの関係者が議会に傍聴も来られていました。その後、地元自治会には区画整
理事業の中で新たな公園を増設する考えですが、その後の進捗状況と今後の町の考え方
を伺います。（1）地元自治会や公園利用者との協議は行いましたか。（2）売却の方

針は変わらないのですか。

3つ目の大きな質問として、交通環境整備について質問いたします。交通環境整備にもアンケートには様々な声が寄せられました。日常的に利用する道路など不便な場合は早急な改善を望むのが当然だと思います。次の問題が解決できないか質問いたします。

(1) 高田踏切の改善。交通量の増加により渋滞が頻繁に起き歩行者も大変危険であります。現在の進捗状況はどうなっていますか。(2) 防犯灯の改善。東高田バス停から長崎市方面へ向かう歩道の防犯灯は、街路樹の陰に隠れ防犯灯の役割を果たしていません。防犯灯の位置を下げるなどの改善ができませんか。(3) 改善が必要な町道。多くの町道の路面の改修が待たれています。今年度改修できる町道はどれくらいあるのか、以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、河野議員の御質問にお答えします。1番目1点目、保育料の軽減という御質問でございます。保育料につきましては、子ども子育て支援法並びに関係法令に基づき定められた利用者負担額を限度といたしまして、保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が決めるようになっておるわけでございます。当町におきましても保護者の過度な負担とならないよう、町の財政状況を考慮しながら毎年度保育料の見直しを行ってございまして、国の定める基準額よりも低額に保育料を設定しているところでございます。また保育料の軽減策につきましては、現在、国が主導して取り組んでいるところでございまして、今年の10月から3歳以上の子ども全員とゼロから2歳児の住民税非課税世帯の子どもを対象に無償化されることが決定されたところでございます。幼児教育の無償化につきましては、これまでも段階的に実施をされてきてございまして、今後も継続して国の施策として実施されていくものと捉えております。子どもの数は年々減少化傾向ではございますけれども、本町では依然として、教育、保育のニーズが非常に高いことから、本町におきましては、まずもって待機児童の解消に努めてまいりたいとそのように考えております。

続きまして2点目の不妊治療の補助の御質問でございます。特定不妊治療費助成事業は、実施主体が県となっております。本町におきましては西彼保健所が管轄となっております。妊娠、出産における負担の軽減を図るためにも助成拡大につきましては賛同するところでございます。しかしながら、町単独での上乗せ助成に対する相談等につきましては、管轄が町ではないこともございますが、本町への直接的な相談などは今のところはあっていないという状況でございます。新規の単独補助をということでございますけれども、目的や住民ニーズ、対象者の選定そして効果など、優先順位を決めていく必要がございますが、町の子育て支援施策全体の中で総合的に勘案をして検討してまいりたいと考えております。

続きまして2番目の高田越地区内の町有地についての御質問でございますけれども、議員御指摘の高田保育所上の土地の閉鎖の件を含めまして、さくら野公園横に新しく建設する公園をどのような公園にするかについて、昨年7月から地元自治会と数回協議を重ねておりまして、11月には自治会への説明会を開催いたしまして、地元の方々には御理解をいただいているものと考えております。

続きまして2点目の売却の方針は変わらないのかという御質問でございます。この高田保育所上の土地につきましては、西彼中央土地開発公社の先行取得用地となっておりますのは御案内のとおりでございます。今後は町による買い戻しが必要な用地でございますけれども、現状といたしましては、公社の御理解をいただき利用者の便宜を図るため、隣接する公共施設としてふれあいセンターにて利用者の調整等を行っております。今後の買い戻しにつきましては、町財政状況を見極めながら協議をしております。なお、財政負担を軽減するという意味において将来的には売却という方針は変わっていないところでございます。

続きまして交通環境整備の御質問でございます。高田踏切の改善についてでございますけれども、都市計画道路西高田線の整備事業におきまして、車道の拡幅及び歩道の新設を予定しております。高田踏切は本路線の整備区間の中でも特に幅員が狭小な箇所となっております。路線バスなどの大型車両の通行時には対向車との離合も困難でありまして、車両の円滑な通行を妨げておりまして、朝夕の一時的な渋滞を引き起こす原因の1つとなっているものと私自身も認識をしております。車道の拡幅による車両通行の円滑化を実現するとともに、歩道の新設による歩行者の安全確保を図っていきたくと考えております。また、高田踏切の役場側手前では和楽団地への進入車両が右折待ちを行うことによる滞留も生じている状況でございますので、この部分につきましても右折帯を新設するとともに団地への進入路の拡幅を行いまして、通行の円滑化を図りたいと考えております。進捗状況ということでございますけれども、現在、踏切前後の区間におきまして、買収予定地の土地所有者の方々に立ち会いをお願いしておりまして、用地買収の前段となる土地の境界確認を行っております。今後の予定といたしましては、平成31年度末までに買収予定地の建物移転に係る補償金、あるいは用地買収金額の算定を行う予定にしております。また、それと併せまして踏切部分の拡幅に必要な鉄道事業者との設計協議も併せて進めてまいりたいと思っております。その後、早ければ平成32年度から建物移転の進捗に応じまして、着手できる工事から順次着手をしてみたいと考えておりますが、複数の建物移転を伴う案件でございます。移転交渉や移転先の選定などに想定以上の時間を要することも考えられるわけでございます。しかしながら、できるだけ早い時期に道路環境の改善を図っていきたく考えてます。まずは地元地権者の方々の御理解と御協力を得られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3番目2点目の防犯灯の改善という御質問でございます。御質問の箇所は、県道長崎多良見線の東高田バス停から長崎方面へ向かう歩道上に設置されている防犯灯になりま

すけれども、街路樹の管理につきましては、議員も御案内のとおり長崎振興局になっております。現地を確認しまして、防犯灯としての機能を妨げる箇所につきましては、管理者であります長崎振興局と協議を行いながら適切な対応を考えてまいりたいと考えております。なお、防犯灯の設置につきましては、設置の基準が示されており、高さにつきましても一定の高さが必要と考えております。

3点目でございます。改善が必要な町道ということでございます。今年度は国の補助金であります社会資本整備交付金の採択要件が今年変更となったことから、当初予算で予定しておりました路線全ての施工というのはできていないわけでございます。町道駅前サニータウン線の長与駅からまなび野団地入口までの区間と、そしてもう1つ水道管布設工事との同時施工で町道駅前定林橋線の図書館前から役場先までの区間の舗装につきましては工事を終わっております。これ以外にも小規模修繕工事は25か所が施工完了予定となっているほか、作業員によります直営の修繕工事も数多く行っておるところでございます。今後も経年劣化によります道路整備の対象箇所が増加傾向にありますけれども、限られた予算の中で調整を行い、多くの皆さん方の要望に応えられるよう維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは順を追って再質問をさせていただきたいと思えます。まずは保育料の軽減ですけれども、今回あれは2月でしたかね、閣議決定がされて幼児教育の無償化というふうな形で国会の中でも。私認識が不足してますけれども、既に国会ではあの法案が通ったというふうな形の答弁だったんですか。ちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

閣議決定をされたというところで、法案としてはまだ通ってないところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今、町長の答弁では無償化が決定したというふうに、閣議決定はされたんですけど法案が通ったわけではない。そういう意味では、まだ国会が終わってるわけではないので、どうなるかこれは分からないところですけども、現状から考えると法案が通るのかなというふうに考えています。そこで、今回私が提案しました、なぜこの保育料の問題が高いという声があるのかっていうのは、どうしても負担の部分っていうのは、ほかの自治体と比べてしまうっていうふうに思うんですね。ここにありますように西海市だとか、大村市では、もう第2、第3子も無料にするというふうな形で進められてると。

そういう状況を見ると、じゃあ我が町長与はなんでこんなに保育料が高いんだというふうな形になってしまうというところから、やっぱりそういう声があるんだろうというふうに思います。ただ先程の町長答弁ですと、幼児教育の無償化の問題でこれについてはもうこういう対応をしないと、今後の法案が通ったあとの幼児教育無償化の中で対応をしていくというふうなところで考えてよろしいのか。そういう考えで今回答弁されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

保育料につきましては、確かに第2子、第3子のところで他市町では軽減がされている所も多数ございます。長与町としてはまだ第2子は国と同じ基準の2分の1で進めているわけなんですけれども、元々の子どもの年齢とかによって保育料の設定額が違ってくるわけなんですけれども、国が元々設定をしてる金額よりも本町は低所得者層、段階の小さいところは手厚くさせていただいております、中間層以上のところがちょっと他市町よりも高いというところで、低所得者層の方を手厚くしてるというのがございます。ですから逆に第2子を無料にしている所と長与町の保育料の負担の割合っていうのを比較したことがあるんですけれども、第2子を無料にした所と変わらないぐらいの負担割合になってるところもございます。ですから元々の保育料の設定が違うというところで、本町も年々保育料に関しては設定を考えて軽減をしてるような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

所得に応じて保育料が違ってくるといのは理解してるんですけども、先程、低所得者の場合ということを言われてました。低所得者の方にはそれだけ長与町は保育料が安くで済んでるんですよという話でしょうけども、どうしても保育料が掛かる世代というのは20代、30代ぐらいの方で所得もそんなに高くないという状況で、その中で低所得者に対しては一定の軽減策がとられてますということ。ただ、その一定所得を超えると本当に7万とか、そういう保育料になってしまうということもありますんで、だからそういう部分を含めると、例えば第2子が無料になるというふうな形になると、やはり非常に助かるという状況が生まれてくると思うんですね。私が先程聞いたのは今後こういう形で、今の答弁で大体そういうことは行わないというふうなことを理解したんですけども、今後無償化の問題が出てきたときにこういう取組をしないよと、無償化の問題が出てくると全て無償化になる可能性が出てくると思うんですね、こういう対応はしていかないと、今度無償化のことで対応していくというふうな考えなのかなというふうになんてお伺いしたんですけども、そこはまた違い、その無償化が決定したのちにそれは考えていくというふうな話なんですか。お分かりになりますか質問の意味、分かれ

ばお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

31年度の保育料というのは、まだ決定をしてないところでごさいます、国の方の基準額というのまだ示されていないような状況です。まずは国の方から示されたあとに本町もそれを見ながら設定をしていってるという状況でごさいます。それを見ながらいきますと、恐らく4月からの保育料なんですけども、いつも9月ぐらいになって遡って返金をしたりとか、今はそういうような状況で対応はさせていただいてるんですけども、恐らくもう無償化になっていくってところで、31年度は31年度でちゃんと考えていきたいとは思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

理解しました。そうすると先程課長が言われました、所得に応じて比べていけば長与が安いという場合と高いという場合が当然あるんですよというふうな話が出てましたけども、どうしてもやっぱり比べてしまうと思いますよ、保護者としてはですね。お子さんを預けてる側としては。月7万も幾らも保育料を負担するというのは、ある方が言われてたのが、例えば御主人が働いてて、パートに行って、もらった月の給料がそのまま保育料で負担しなければならないというふうなそういう話もあるんですよ。そういうことを聞くとやはりほかの自治体ではやれてる、第2子、第3子の無料化っていうのをやはり長与町でもやって欲しいというのは当然だと思うんですよ。それは低所得者のバランスを見るとそうですよじゃなくて、やっぱり長与町で子育てしたいという人たちのためにも第2子、第3子の無料化っていうのを一歩踏み込んで考えるべきではないかなというふうに思うんですけども、再度お答えをいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確かにひと月6万、7万という保育料の負担というのはもう非常に大きくて、現役世代の若い世代の方の大きな負担になっていることとは思います。ほかの市町村と比べた場合に2人目以降は無料だけれども1人目は長与町よりも高いという所もあるというところで、長与町は1人目から設定を抑えてるというところもございまして、確かに高い所と低い所を比べた場合、長与の方が高いと思われる方もいれば、安いと言う方も確かにあられることと思います。先程も申し上げたんですけども、今ちょうどアンケート調査を行っております、保育料が高いっていう声も確かにございまして、でもそれ以上に待機児童をまずは解消して欲しい。一定払うものは払うからちゃんと待機児童を解消し

て欲しいという声の方が非常に多くございました。ですから、私たちも待機児童の解消というところをまずは1番に頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

先程も同僚議員から出ました子ども子育て医療の問題もこの間ずっと取り上げさせていただいた経緯があるんですけども、この保育料の問題も私は全国的な流れになっていくんじゃないかなと思うんですよね。子ども医療費の問題と併せて。子ども医療費の問題が急速に中学校卒業までできたのは、やはり全国的にも県下的にもどんどんどんそういうのが進んでいったと。今、ほかの自治体この保育料ではどうやってるかって言うと、第2子、第3子の問題が無料になっていくということで、これも私は県下で広がっていけばどんどんどんそういう流れになっていくんじゃないかと思うんですよね。今回、一般質問で取り上げたのも、やはり町長がよく言われる幸福度日本一というふうな形で、どういったところで幸福度というのを感じるかって言うと、こういう部分が非常に大きいんじゃないかな。やっぱり負担の問題ですね、負担がよその町より、よその市より私の負担が重いと感じるとそこはなぜだというふうに思うと、そこがよその町より負担が軽い町だというのは非常にこの幸福度を味わうんじゃないかなと。やっぱりそういう意味では、そういう問題も含めて、日本一であるべき施策が必要ではないかと。そういうことを考えると確かにバランス的に言うと低所得者では長与町が保育料安いんですよと、ほかの町より安いんですけども、じゃあ高いと安いバランスが、やっぱり高い人は高いと思ってしまうってなると、こういう施策が必要でないかなというふうに思いますんで、これは是非先程言いましたように私は全国的な流れになるんじゃないかなと。先程課長は待機児童の問題、まずはというふうな形で言われましたけども、同時並行的に検討すべき課題ではないかなというふうに思うんですよ。いつできるかっていうのは明言できないかもしれませんが、やはりどうしたらできるかという検討をすべきではないかなと思うんですが、もう一度お答えいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

第2子が無償にした場合の試算というものをしております。現行から5,300万ほど負担が増えるのかなというふうには思っております。でもそれ以上に施設型給付費に移行している幼稚園があったりですとか、子ども園が増えたりですとか、そういったところで施設型給付費の予算だけで見ると負担が非常に大きくなってきております。30年度の予算が13億で、31年度は14億をお願いをしております。ここにまたプラスして5,300万というのを半年分だけですけども、これが1年分になると1億を越えてくるような形になってまいります。やっぱり1億の財源を考えたときに、ほかにもつ

と先に手掛けてできることがあるのではないかというふうに考えてしまうのが、現状のところでは。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

確かにどうしても費用が掛かる課題だというふうに思います。そこも含めてそこは町全体の財源も含めてやっぱり検討する。子ども医療費の問題も当初はそうだったと思うんですよ。お金が掛かるというところでなかなか踏み出せなかった。それでもやむを得ずやらないといけない状況になったというのは県下の流れだというふうに思いますんで、これまた県下がどんどん進んでいく中で、長与町が最後の最後までこういう状態だったというふうにならないように、私はそういう意味も含めて今回こういう質問をさせていただいてますんで、それは財源も含めて是非検討していただきたいというふうに思います。この問題は以上で終わります。

次に不妊治療の助成についてですけども、町単独、県の福祉事務所の対応だということですけども、これも全国の自治体を見ると県の助成制度を引いたのちに、自治体独自の助成制度をしてるという所が幾つかあるんですよ。長崎県下で言えば諫早、大村こういう所が。諫早市では県の助成制度を控除した額と下記の額を比較していずれか少ない方が控除になると、大村市では県の助成制度を差し引いた金額で1回5万円の助成制度を独自で行うというふうな形になってると思うんですよ。今回この質問を取り上げたのも、実は私、若い方から不妊治療の助成で大変苦労したという話をお聞きしました。若い青年で結婚して7年後にやっと子宝に恵まれたと。その間治療をずっと受けてきたというお話なんです。ここは御両親と同居されて、その話の中で両親が同居だったから経済的支援もあって自分はできたと思うと。ただ、そういう意味では経済的にこの問題をあきらめる人も多いんじゃないかと。県の助成制度が今ありますけども、やっぱりそういうものも含めて子育て支援という意味では子どもを生んで育ててもらおうというのが町の活性化と言うか、長与の未来にも繋がっていくというふうに思いますんで、そういう方々、経済的な理由で諦めないでいいような状況を少しでも作ってやるというのも子育て支援の1つかなというふうに思います。そういう要望が無かったと、ニーズが無かったということですけども、今後全体的に勘案して検討していくというふうな話ですが、これもやはり私はなるべく急いでやるべき課題かなと、特に今回一般質問で子育て支援の問題が非常に多いですよ。どなたもやはり今後長与町の将来を見たときに、どれだけ子育て支援をして、この素晴らしい子育て支援の中で、町長の施政方針にもありましたように、子育てするなら長与だというふうに感じてもらうためにも1つの施策かなというふうに思います。ちょっと質問が続きますけども、この不妊治療で生まれる子どもの割合がどれくらいかというのをちょっと調べてみました。新聞報道なんですけど、平成28年で治療を受けて生まれた子どもが5万1,110人だそうです。この年に子

どもが生まれた人数が97万6,978人生まれてるんです。大体18人に1人の割合で治療して生まれた子どもがいらっしゃる。大体5.5%ですね。長与町が今ちょっと子どもの出生率が少なくなってますけども、約500人毎年生まれるとして5.5%で27.5人、いわゆる治療をして生まれる割合がそれぐらいなんです。大体学校で1クラス分ぐらい、治療をして生まれる子どもが増えると。これ平成12年は97人に1人だったらいいです。平成28年で18人に1人、これ進んでる状況というのは、こうした制度があるからこそ、どんどん子どもが生まれる環境ができてるんじゃないかなと。それも含めて保育料の問題や子ども医療費の問題も含めて進んだ背景があるんじゃないかなと思うんですよね。そういう意味では、決してこういうことをやることでマイナス部分ではないし、私は幾らお金掛かって投資しても、返ってくる分がたくさんあるんじゃないかなというふうに思いますんで、この問題今後全体で勘案して検討するというんですけども、この問題も是非早急に取り組んでいただきたい課題かなというふうに思いますんで、どのように検討されていくのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

不妊治療に関する相談というのが、なかなか町の方に寄せられなかったということもありますし、要望も無かったということで、非常に勉強不足だったなというふうに反省をいたしているところでございます。この不妊治療につきましては、保険適用になってる部分と保険適用になってない部分がございます。不妊治療をして生まれた子どもの数っていうのが今非常に多くなってるということをおっしゃるんですけども、その中には保険適用となってるものが非常に多かったのではないかなというふうに記憶しております。長与町の場合、実際に特定不妊治療費助成を受けられた方の人数というのを保健所の方にお尋ねをしたんですけども、28年度で27名、29年度で28名の方がいらっしゃいました。ただ、この方々が最後まで出産までいったかどうかというところは、把握ができてないということでございました。日本は非常に不妊治療の件数が多い国ですけども、非常に成功率も低いということで文献を見てたら書いてあったものもございまして、一定不妊治療っていうのは女性にとっては本当に望んでるところではあるんですけども、経済的な負担だけではなくて、身体的な負担であったり、精神的な負担が非常に大きくて、経済的なもので止めてしまう方もいらっしゃるれば、精神的にも気持ちが續かなくて止めてしまわれる方も非常に多いということが書いてございました。ここでどうしてこの不妊治療の部分が保険の対象にならないのかなっていうところを調べておりましたら、やはり女性の身体的ものと精神的なものフォローができない限りは金銭的な助成だけではだめなんだということが書いてあったのもございまして、助成することによって逆に女性を追い詰めてしまうケースっていうのも非常にあるっていうことが産婦人科のホームページの方に書いてございまして、なるほどなというのも見て

たわけなんですけれども、ニーズもあって本当に御夫婦お2人が不妊治療に最後まで取り組むということで、きちんとお話ができてされるということであれば助成ってというのは非常に歓迎できるものだと思っておりますので、もうちょっとここの辺りにつきましては、こちらの方も勉強させていただければと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

検討していく。課題として取り組んでいただけるということです。もう要望に終わらせていただきますけども、先程私が割合を言った27人っていうのは、大体この治療を受ける方が27人、28人ということでは、おおよそそういう方々の数字になるということで、平成12年当初が保険適用だったかどうか私もちょっと記憶ないんですけども、この数がやっぱり進んでるというのは、そういうのが一定こういう助成制度やいろんな対策が進んでる背景だというのは間違いないと思うんですよ。これがさらにいろんな形で進めばさらに子どもが増える。5%が7%、8%になるという可能性もあるわけですから、是非検討していただきたいというふうに思います。併せて先程の課長の話を聞いてみますと、やはりこういう問題、いわゆる精神的な支えの問題も何らかのフォローをすべきではないかなと、その面も含めて検討していただく課題かなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、高田越の町有地の件でお伺ひしたいと思ひます。一昨日、全員協議会の中で公社の所有地の問題が説明されました。この中でも今後買戻しをしていくという形の説明がなされて、町長は売却の方針は変わらないということでありました。そこでまず初めにお伺ひしたいのは、高田越に新たな公園、代替地になるのかどうか分からないですけども、新たな公園を増設されるという形で自治会の方には説明をされてるというお話を聞いております。そこで、その公園の広さがどれくらいになるのか、そこが分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

新しい公園につきましては、仮称であります道尾中央公園でございます。面積につきましては、現在、高田南区画整理の長与事業所の方と今現在面積の方を確定しておりますが、約3,000平米ということで計画の方をいたしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それで私は公園を利用している、特にグラウンドゴルフをされてる方々との話を聞いたところによると、グラウンドゴルフというのは、大体直線で100メートルぐらい取

れる場所がないと、どの大会に行ってもなかなか難しいらしいですね。やっぱりそういう意味では、今後新しく増設される公園でそういう100メートルのコースが取れる状況があるものなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。新しく造る公園につきましては、低いところから高いところまで約10メートルほど高低差がございます。したがって、平地の部分がちょっと少なくなりますので、現在道の尾中央公園の下の部分にさくら野公園がございます。さくらの公園は御承知のとおり大体平面でございます、そちらの方をグラウンドゴルフの方に利用をということで自治会の方にはお願いをしてるところでございます。先程議員御指摘のとおり標準コースにつきましては、8コース必要ということで50メートルが2コース、30メートルが2コース、それと25メートル、それと15メートルそれぞれ2コース、8コース必要ということで、現在さくらの公園のグラウンド、こちらの方を整備し直すということで、その部分は取れるということで自治会の方には御理解をいただいているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

8コースは取れるということですが、もう1つ例えば道の尾中央公園ですけども、今の話によると代替地ではなくて、現存するさくら野公園を代替地で活用してもらえんかという話ですが、今、公社所有のこの用地の売却というのは、そこに掛かった費用をなんとか回収したいというのが発想だと思うんですね、売却したい。それは買った土地を買い戻した価格で宅地に変えたい、宅地として売りたいというふうな発想だと思うんですけども、この道の尾中央公園を逆に宅地にできないものなのか。そうすることで逆にまた、その公園を造ろうと考えてた今の町有地の所に公園がそのまま残ることができないものなのか、そういう検討はされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えをいたします。議員御指摘の道の尾中央公園部分につきましては、ちょうど下が高田越トンネル、ちょうど高田越橋から高田中学校に行くトンネルが今現在ございます。トンネルの上の部分になりますので、トンネルの上に家を建てるのはなかなか難しいというところで、この分については民地あるいは宅地ということでは換地はできないというふうな判断でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それは構造的なものなんですか、建築法的なものなんですか、どちらになるんですか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

建築基準法ではそういう縛りはございませんが、トンネル部分がもう道路の用地でございますので、その上に換地というのは、できないという説明でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

建築基準法ではないと。単にトンネルを造った上に載ってる土がそう深くないというふうな判断で建物を建てるにはそぐわないというふうなところで判断されてるということですか。もう一度伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

最初言いましたトンネルの上の土被りの部分が少ないというのも1つの理由でございますが、そもそも平面的に道路でございますので、その道路の上に宅地というのは換地ができないというところで、3次元的には宅地として出来ますけども、平面的には道路用地という形ですので、換地はできないと、宅地にはできないということでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ちょっとネットでいろいろ調べてみたんですけども、トンネルの上だから住宅ができないという法律は無さそうなんですよ。今の説明ですと、元々下が道路という用地が決まってるということで、その上も道路というふうな判断なのかなと思うんですけども、それはそれでまた別にその上に宅地があるのは全然問題ないというふうな見解もあるみたいなんですよ。これはそういうのをちょっと見たんで、そういう形だけで留めさせていただきますけども、ここも利用されてる方は、ここが公園としてこのまま利用できれば1番ベストだというふうな話をされるわけです。今のところ自治会には次の公園という形で説明をされてるということですし、利用者の意見はまだ今のところ聞かれていないようです。是非利用者の意見も聞いて、その代替地案に対してもいろいろ多分、代替地という形で提案されると、それに対してもいろんな要望があるのかもしれない。それを一旦受け入れてそういうのであれば、こういう形ができればベストではないかという話もされるかもしれませんが、是非私はその利用者の方も話を聞いていただきたい

というふうに思います。そういう場を作るお考えはありませんか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。先程高田越自治会の方とは協議を重ね、また説明会も開催したということで答弁をさせていただきましたが、高田越自治会の方には、例えば高田越のほかどこか御利用をされてますかということでお聞きをしたところ、百合野、それと百合野第1、それと道の尾自治会、こちらの方も利用をしているというところでお聞きをしております。そういう自治会につきましては、高田超自治会を通してどういった利用方法がいいのかということで、一応お話はさせていただいております。現在さくら野公園の方には一般車両が2台置けるようにしております。それと今度新しく道の尾中央公園の方には一般車両を5台、駐車場を予定しております。当然百合野あるいは道の尾から来られる方々は、今は歩いて来られるかもしれませんが、車で来られる方もいらっしゃるでしょうから、本来であれば街区公園につきましては駐車場を設置している所はございません。ここの高田越の2公園のみ駐車場を設置するというので、それも含めましてお話をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

既にお話を聞かれて、こういう状態だということですかね。1つはこの間お聞きしたところによると、仮にさくら野公園を代替地とするならば、さくら野公園の奥にある東屋だとか、ああいう遊具もできれば撤去して欲しいと、やっぱり広くグラウンドが使える状態にできないかというふうな話もされてたんですよ。ただそういう部分もきちっと行政が受け止めれば、この問題も納得されるのかもしれませんが、いやいやまだやっぱりここがいい。もう1つこのグラウンドというか町有地の所が何故やっぱりいいかと言うと、先程言われるように高田全体の中心部であるわけですよ。高田郷全体がこういう広い公園が無いんです。やっぱりこれだけ広い場所が確保できるのがここだけだと。それも集まりやすい。地域の人からすると何か災害があったときに、あそこに避難できるというような形で言われてるんですよ。そういう意味では本当に大事な場所だなと。それが回避できるならば是非回避して、今後、今までの利用と同じような利用をして欲しいというふうな思いがたくさんあるわけですよ。そういうものも含めて行政がきちっと受け止めて、それに対しての対応がきちっとされるならば、もしかしたら理解されるかもしれませんが、私はそういう話を是非していただきたいというのを望んでるわけですけども。ですから自治会だけではなくて、高田郷の利用する全体の中で、もっと膝を突き合わせて話をして欲しいと言ってるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。先程さくら野公園の遊具、東屋につきましてはお話をさせていただきました。東屋につきましては今見晴らしの良い所に今現在ありますので、その分はもうそのまま置いとくと。あと遊具につきましては今度新しく道の尾中央公園の方に、段々ではありますけども、それぞれの所のスポットに設置をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

一定、話が進んでるようですけども、この用地もこの間の説明ですと買い戻しをするのに、平成はその頃無いですけども平成44年ぐらいまで掛けて買い戻しをされるということで、そういう意味では今しばらくまだ利用させていただけるのかなと思いますし、そういう部分も含めて地域の方にちゃんと説明させていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。高田踏切の件ですけども、地域の方からいつまでこういう状態を我慢しなければならないのかという声を度々お聞きします。もう既に御承知だと思うんです。あそこの踏切の狭隘さ、そして歩行者が本当にバスでも通るものならば歩行者がよけて通らないと非常に危険な状態、地域の方々にとっては本当に1日も早く改善して欲しいという場所だというふうに思います。今の説明ですと平成32年頃から工事に入るという話ですかね。やむを得ない事情もあるのかもしれませんが、もっと早い時期に取り組む検討ができないものなのか、まず初めにそれをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えをいたします。先程町長答弁にもありましたとおり来年度、平成31年度につきましては用地交渉、あるいは補償金の算定等々も行っていきたいと思っております。それと鉄道事業者とも31年度には設計協議をさせていただきたいと思っております。これは当然29年度、30年度もずっとやっておりますので、最終的な協議という形にJRとはなります。これが約1年掛かるということでございますので31年度中に鉄道事業者の方が工事に掛かるというのはなかなか難しいところでございます。したがって翌平成32年にJRの方の工事が入りますので、それに併せまして町の工事、道路の拡幅分につきましては工事の方を行いたいというふうに考えております。今現在、議員御指摘のとおり、踏切の部分は幅員で約6メートル足らずというところでございます。それにつきましては、計画上は3.5メートル、3.5メートルの歩道。合計で14メートルの踏切及び道路になるということで考えてるところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その協議の期間、というのが段階的に話されて1年掛かるというのがちょっと分からないもので、勝手なことを言わせていただきますけども、やはりできるものはどんどん早くやっていただきたいというふうに思います。1年掛かるという目標じゃなくて、なるだけ短くできるスタンスで取り組んでいただければというふうに思います。そういう状況を地元の方々にも随時説明していただいて、理解していただけるような形を努力していただきたいと思います。そもそもここ都市計画道路ですよ。私はここが都市計画道路でのメリットがあったのかなというふうなちょっと疑問を持っております。都市計画道路西高田線は長与役場の橋からとりあえず高田踏切までというところで、この計画道路の中だから、この事業がなかなか進まなかった部分があるのではないかなと、確かに予算措置の問題だとかってというのは、しっかりとしたものが出てくるのかもしれないけども、ある意味、町がこういう工事をしたいというふうな形で取り組んだ方があの高田踏切の解消というのは早く済んだんじゃないかなというふうに思うんですよ。それはないですか。やっぱり西高田都市計画道路でやった方がスムーズに、今でもスムーズには、いってないですけどね。と言うのも、そもそもやっぱりあそこの踏切が解消されたのちに、この北陽台の道路が完成すべきではなかったかなと、この北陽台の道路が先に完成したもんだから、どうしてもあそこが詰まってしまうという現状が起きてるんじゃないかなというふうに思いますんで、都市計画道路で本当にメリットがあったのかなというふうなところをお伺いしたいんですけども、お答えできますか。

○議長（内村博法議員）

日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えします。ここの都市計画道路西高田線につきましては、役場の所から御存じのとおり踏切まででございますが、この部分につきましては、元々渋滞解消がそもそもの理由でございます。したがって、イオンの方を先に、役場の方向をしたものですから、あちらがちょっと渋滞をしてるというのは重々分かっているところでございますが、それにつきましては、先程答弁いたしましたとおり早目に工事の方を着手して、先程32年から工事というふうに答弁いたしましたが、早目に協議が終われば早目に工事の方は始めさせていただきますので、それについては早目に工事をするということで御理解をいただければというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今後のまちづくりの課題として、是非私はこの検証をすべきではないかなというふう

に思うんですよ。この道路の造り方も、こういう状態を作ってしまった地域には非常に不便を掛けさせるというところを、先を読んで取り組んでいくという問題にしていかなければならない。だからこの道路も本来ならば高田踏切の解消をしたのちに、ああいう道路を造っていくという方向をしなければならなかったんじゃないですか。それが優先されて北陽台の道路が先に出来てしまったものだから、今の現状がさらに厳しくなってきたという状況なんで、今後の検証の課題としていただきたいというふうに思います。

次に防犯灯の件で質問させていただきます。防犯灯については高さの基準があるというふうに言われました。それで日本防犯灯協会でしたか、なんかそういう協会があってそういう基準があるということで、通常4.5メートルから5メートルというのが基準というふうなことが書いてありました。そこでこの質問で取り上げた箇所を測ってみようと思って測ってみました。すると約6メートルありました。この基準からすると1メートル高いんじゃないか。先程、街路樹は県の管理だというふうに言われましたけども、その都度、街路樹が切られてるかと言うとそうじゃないわけですよ。ですから私はこの防犯灯を下げることで、防犯灯の役割を果たすんじゃないかなというふうに思います。是非そういう、これは以前もこういう質問したんですよ。防犯灯高過ぎて街路樹に隠れて見えなくなると、防犯灯の役割果たしてないということを言われたんですけど、何ら変わらなかったと。そのときは基準に応じた設置をしてるという話だったんで。基準からすると非常に高い設置場所になっているという意味では是非下げていただいて、防犯灯の役割を果たすようにすべきではないかなというふうに思うんですけども、再度、答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。先程一定の基準ということで、4.5メートルから5メートルということでお話いただきましたけども、本町ではそれよりも少し高い基準を設定しております。いろんな構造物の関係とか、道路等に併設する所もありまして、うちの方では5.5メートルから6.5メートルのところまで防犯灯の基準とさせていただきます。もう1つ県の振興局の方とも協議をしまして、そこに例えば暗い部分になるところは切除と言いますか、そういう形で部分的にできないかということで話をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

役割を果たしてないなら、そういう基準は元々成立しないんじゃないですか。暗くて住民の要望なんですよ。防犯灯ってそういう人たちのためにある防犯灯ですから、そういう役割を果たしてないなら、その基準を見直すべきではないですか。それとその都

度切ると言いますが、こういう声は毎年出るんですよ。じゃあその都度やられてるかと言うとやられてない。やられてないからこうやって何度も質問するわけで。下げられないんですか、そもそも。そんな法にも何にも防犯灯は何メートルって無いでしょう。これは是非下げてください。再度質問します。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

まず長与町の防犯灯は、大体電柱に共架してるのが多く見受けられます。電柱の幅が約30メートルございまして、その30メートルの間をくまなく照らすにはある一定の高さがないと暗い部分が出てくるというのが1つございます。それからもう1つ県との協議でございますけども、もちろん県の方にも要望はさせていただいておりますけども、予算的なものとかあるのかなと思いますけども、ただ、部分的にこちらでもカットできるような所はカットしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それじゃ解決できないから下げてくれと言ってるわけですか。その下げられない理由がよく分からないですね。大体役割果たしてないなら果たすような、かえって無駄ではないですか。是非下げるように検討していただきたいというふうに思います。

時間もあれなんで、あと町道改修ですけども、全ての町道に対する対応を考えてこういう答弁いただいたというふうに思います。前回まで特に町道の679路線が改修が必要だというふうにずっとこの間言われてて、前回2路線だということで、今回この679路線のうちどれくらいを改修しようと考えてらっしゃるのか、そこを最後にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

679路線の数から言うと、次年度は長与中央線、こちらを補助対象として認めていただければ施工したいと思っております。それ以降については、予算等を考慮しつつ計画していきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

大きな道路がたくさんの方が通るので、どうしてもそういう所が優先になるのかなというふうな思いもありますけども、やっぱり地域では本当に目の前の道路が、先日の雨で水溜まりができたりする道路がやはり未だにあるわけですよ。こういう部分も本当

毎日使う町民からすると早く何とかして欲しいという思いがあるというふうに思いますんで、是非こういう国の財源も含めて十分な手当てをしていただくように要望させていただければというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時30分まで休憩いたします。

（休憩 15時15分～15時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順10、安部都議員の①行政のICTとタブレット導入について。②子ども・子育て・教育政策について。③乗合タクシーの進捗状況についての質問を同時に許可いたします。

3番安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆様こんにちは。本日最後の一般質問の安部です。よろしくお願いいたします。

それでは質問にまいります。①行政のICTとタブレット導入についてお聞きいたします。政府の働き方改革が進行している現在、多くの自治体でもタブレットの導入を行っております。行政でもICTとタブレットを導入しペーパーレス化することにより、仕事の効率化を図り、生産性がアップし住民サービスへと繋がってまいります。また、見える化により無駄を省き、業務の簡素化と職員事務、文書管理の合理化にも繋がってまいります。全国的に進展している防災や災害時対応、介護見守り制度のタブレット活用など、ICTとタブレットの導入に関する本町の考えをお伺いいたします。

②子ども・子育て・教育政策についてお聞きいたします。昨今、子どもにまつわる様々な事故、虐待、いじめなど胸を痛める事件が頻繁に起きております。日々耳にしないことはないほどです。特に児童相談所が対応した児童虐待の件数は、平成2年度で1,101件でしたが、平成29年度は約120倍の13万3,778件へと年々増加の一途をたどっております。また、子どもの貧困対策も早急な喫緊の課題であります。そこで、本町の子ども子育て政策の概要について第9次総合計画に照らしお聞きいたします。そして、第9次総合計画の中の政策体系にも関連をいたします学校運営協議会とコミュニティ・スクールの進捗状況についてお伺いいたします。

③点目です。乗合タクシーの進捗状況についてお伺いいたします。現在、中尾団地地区、道の尾自由ヶ丘団地地区で乗合タクシーの試験運行を6月25日から12月21日まで実施してきました。現在2月いっぱいまで終わっております。住民から乗合タクシーについて要望等様々な声が聞こえております。そこで、これまでの状況を踏まえ、利用状況、運行状況、今後のさらなる路線拡大の予定や計画などをお伺いいたします。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

では今日最後の質問者であります安部都議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお1番目と3番目は私の方からいたします。2番目の子ども・子育て・教育政策につきましては教育委員会の方からお答えをします。1番目の御質問でございます。行政のICTとタブレット導入についての御質問でございます。効果的にICT等を利活用することは、効率的な行政運営並びに行政サービスの提供を行うための有効な手段であると考えております。本町におけるICTの利活用といたしましては、平成27年度にクラウド型の基幹システムを導入いたしまして、システム運用に要していた経費を削減し、新たなシステムに沿うよう業務改善を行いまして、業務の効率化を図ってまいりました。また、防災行政無線のデジタル化を行い、緊急エリアメールなどの配信サービスを開始いたしまして、情報発信方法の拡充に努めてまいっております。同時にシステムを活用する人材、情報化に向けた人材など研修などを通じまして現在育成をしているところでございます。またタブレットの配置につきましては、庁舎内には職員に専用のパソコンを配置しておりまして、今のところは導入に至っていない状況でございます。各種分野におけるICTとタブレットの導入につきましては、事業を遂行する上での有用性や費用対効果など、いろんな意味での検証を行ってまいりたいと、そして方向性を決めていきたいというふうに考えております。

続きまして乗合タクシーの進行状況ということでございます。本町の公共交通につきましては、路線バスは全国の平均的なサービス水準よりも充実している状況でございますが、一部アクセスが悪い地域や利用が不便な地域が存在をしております。地域公共交通網改善計画では、まずは今ある地域公共交通サービスを見直すということが必要かと、そして既存の交通事業者に最大限の協力をお願いいたしまして改善を図っていく。これがまず最初にあるべきじゃないかなというふうに考えております。その上で、バス停から一定の距離があり道幅が狭い急斜面市街地を不便地区として指定をいたしまして、新たな交通システムの導入について検討していくこととしております。御案内のとおり昨年6月から中尾団地地区及び道の尾自由ヶ丘団地地区の2地区におきまして、乗合タクシーの試験運行を8か月間実施いたしました。この間、利用状況や地域住民の皆様へのアンケート調査の結果等々を踏まえ、時間帯の変更あるいは停留所の増設、ルートの見直しなど、利用していただけるように工夫を重ねながら運行を実施してきたわけでございます。最初の6か月間はそれぞれの地区におきまして週3日、1日6本の定時定路線運行で、1本当たりの平均乗客数は中尾団地地区で0.54人、道の尾自由ヶ丘団地地域で0.93人と想定よりも利用が少なく、およそ半数が乗車ゼロ人での運行でございました。本年1月からは週3日、1日4本の事前予約による運行を実施いたしたところでございます。2月20日現在運行した便の割合が中尾団地地区で11.3%、道の尾自由ヶ丘団地地区で31%、1本当たりの平均乗客数はそれぞれ1.22人、1.42人ではありますが、少しずつ利用が増え始めている状況でございます。地域公共交通会議に

おきましては、運行の在り方を協議する中で、予約運行の十分な検証を行うためには期間の延長を検討すべきではないかと、こういった御意見をいただいております。こういったものを踏まえた上で改めて会議での協議を経たのち、来年度試験運行期間を延長いたしまして、導入の可能性についてさらなる検証を行ってまいりたいと考えております。

2番目の質問につきまして一部私の方でお答えするものがありますので、お答えをさせていただきます。学校運営協議会とコミュニティ・スクールの進捗状況につきましては教育委員会の方から回答させていただきたいというふうに思っております。子ども子育て政策の概要につきましては第9次総合計画におきまして、母子の健康づくりの充実、子育て支援環境の整備、子育てと仕事の両立支援、子育てに関する総合的な情報発信の強化と相談体制の構築の4つの取組を柱といたしまして事業を推進しているところでございます。児童虐待に関しましては児童虐待対応の体制強化を主な取組として掲げ、平成28年度から児童虐待防止専門員を配置しました。そのほかに要保護児童対策地域協議会の体制を代表者会議と個別検討会議の2層構造、これからさらに国が推奨する実務者会議を加え、3層構造としまして関係機関との連携強化を図ったところでございます。さらに要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関が子どもや家庭に関する情報などを共有し、適切な連携の下で対応していくために子どもを守る地域ネットワークの構築ということに現在取り組んでおります。平成29年度からスタートした子ども家庭総合支援拠点の設置につきましても、県内ではいち早く本町が取り組みまして、ハイリスクの世帯におけるソーシャルワークを中心とした相談支援を行っているところでございます。子どもの貧困対策につきましては具体的な施策は掲げておりませんでしたけれども、子どもの居場所、遊び場づくりとして学童クラブの整備、充実を図ってまいったことは御案内のとおりでございます。また、学童クラブに登録していない一般の小学生についても児童館の整備、充実を図ったことで利用がしやすくなり、その結果として利用者が増えてきている状況にあるというところでございます。また、町主催で子どもの貧困の現状や子ども食堂の成り立ちに関する研修会を平成28年度、そして29年度と開催をいたしまして、今年度ようやく長与町内にも子ども食堂がスタートすることができました。今後も各地域で開催できるよう引き続き取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、安部議員の2点目の学校運営協議会とコミュニティ・スクールの進捗状況についての御質問にお答えいたします。御承知のとおりコミュニティ・スクールとは学校運営協議会を有する学校を指します。教育委員会としましては、準備段階を3つと捉え準備を進めております。第1段階は学校運営協議会規則の制定、第2段階は組織づくり、委員の任命、第3段階は学校として共通の目標を設定としております。現在第1段階は

終了しております。昨年11月の教育委員会において長与町学校運営協議会規則を制定いたしました。平成31年4月から第2段階に入り、32年の4月、来年の4月には5つの小学校で学校運営協議会を立ち上げる予定として準備しております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。行政のICTとタブレット導入についてありますけれども、本町は平成27年度からクラウド導入ということで効率化を図っていて、いろんなICT、タブレットについても有効な活用だというふうなことで町長も答弁をなされました。現在152の自治体でペーパーレス化を行い、その中の61の市町の執行部側が導入をされております。その中でサイドブックスアイトプロ12.9の機種を導入をもうほとんどの自治体がされておりますけれども、本町もそのようなところでやっぱり先進地が続いて、積極的に今後こういったタブレット導入などに向けて、そういった時期に来てるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。確かに議員がおっしゃるとおり、今の情報技術の発達、目覚ましいものがございます。そういった中で今後業務の効率化を図る観点では、こういったものについては導入をしていくべきものというふうに捉えております。ただ数年前にもこういったタブレットの導入の観点から、やはり費用対効果という面から見送った経緯もございますので、こういった部分も踏まえて今後検証していくというようなところで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今おっしゃられました費用対効果とか効率化の問題というところで検討するということでもありますけれども、例えばメリットとして仕事の効率化がございます。これは視察出張の幹部、組織との遠隔会議や資料提供ができて連絡ツールの最適化を図れるとか、例えば、2つ目がテレワークの遠隔会議システムの利用ができます。3つ目が災害時の緊急性の高い会議での活用もできます。そして4つ目が理事会、役員会議、企画会議、打ち合わせなど全国的にその拠点を結ぶシステムとして活用が図られるというところでもあります。こういったところでやはり仕事の効率化という面で幅広く活用がされると思っております。そしてまた費用対効果というところもあります。久留米市の方では、以前視察に行ってお聞きしたんですけども、紙媒体より3分の1ほどの経費に繋がったとお

っしゃってます。これらをいろんなところで検討いたしまして、再度お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。そういった先進事例、成功事例ということで、あるのは承知しているところでございます。ある所ではタブレットを全職員に配置すると。それはパソコンの代わりにリースが切れた瞬間に一気にタブレットに替えてしまうとか、こういったところでのある転機があったところではできたものだと思っております。本町の会議等で使用する場合に考えた際に、私の考えが古いのかもしれませんが、やはり紙文書、それから申請書による紙の公文書が存在する観点で管理が二重になったりとかする面もございまして、ある意味ペーパーレスにすることによっての文書管理という観点からも踏まえて検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在、長崎県では諫早市、壱岐市、大村市、対馬市、佐世保市の5市が導入されております。まずは自治体向けICT推進セミナーのデモンストレーションを職員に受けさせてみたらいいかなというふうに思っておりますが、その辺り御検討はないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今後ICTの導入を踏まえたところでは、現在でも必要な研修というところで捉えて職員には御案内をしているところではございますが、そういった研修も是非進んで研修を受けに行くような御案内もやっていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。この推進セミナーのデモンストレーションは、こちらから来てくださいますと言ったら長与町の方に出向いてまいりますので、すぐ推進セミナーが受けられるという状況でありますので、わざわざどこか遠いところに行かないといけないということはありませんので、その辺りで御検討していただきたいというふうに思っています。例えば神戸市の行政ですけれども、平成28年10月にタブレットを用いた自治体の本棚Eブックハウスを市のホームページに開設しております。8カテゴリー500種類の電子ブックを住民向けに掲載をしていますが、市の広報物を1つの本棚に一元化することによって、住民によってより利用しやすい環境提供や情報発信が素早くできるというところがございまして、住民にとって分かりやすいホームページ、見える化の発信、自治体の本棚導

入により情報発信をされてみたらいかがかなと思いますがどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

本町の情報発信につきまして、秘書広報課の方から御説明いたします。現在SNS、ソーシャルネットワーキングサービスを使った情報発信を主にやっております。長与町のイメージキャラクター、ナガヨミックンを通してイベント情報や行政情報、また、季節を感じる情報などをFacebook、Twitter、LINEにより発信しています。今後も情報発信の内容を充実させ、住民の皆様へきめ細やかな情報提供を進めていきたいと思っております。現行の説明となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

様々ホームページで発信をされてると思いますが、やはりこういった電子ブックなどの住民向けに簡素化して一元化することによって、より一層環境改善が図られて利用がしやすくなるという見える化が図れるというところがありますので、また再度、今後検討していただければと思います。例えばこのようにペーパーレス化にすることによってタブレット導入、メリット効果がほかにも3つほどございます。業務の効率化、それからコスト削減、それから管理と活用というところがあります。業務の効率化と言いましたら、先程答弁がなされたんですけども、紙媒体がいいというふうに、見えやすいというところでおっしゃったんですが、例えば、どこにやったか分からないとか、いちいち探さなければならぬとか、紛失することもなくなるとか管理の活用もできるわけで、そして直接的には再配布というのがほとんどなくなるというところなんです。それからそういった本棚に文章を登録するだけで文書整理、資料が整理されてきちんと、いろんなところ探さなくても整理ができるんです。そして職員全体文書管理が不要であるというところがあります。それから業務の効率化では修正や差し替えが即座にできます。印刷業務が無くなって手間が省けます。そしてまたコストの削減なんですけど、これも用紙代、印刷費、ごみ処理代、直接経費が削減をされております。印刷の場合はやっぱり人件費、人件時間のコスト削減にも繋がってまいります。本来の業務に集中できるというところがございますが、その辺りを勘案して職員の、町長がよく、本町は少ない職員数で少数精鋭で本当頑張っていらっしゃると言ってるんですが、職員の皆様の負担軽減にも繋がるわけです。そこで職員数は何倍もの力量で頑張っておられますが、そこも簡素化されるというところなんですけど、その辺りはどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

先程の私の答弁の中で紙の文書、これが良かった方が良くという意味ではなくて紙文書とデータの文書が二重に存在するという二重の管理という意味で申し上げたことですので御理解願います。その中で例えば今お話がございましたけど、確かに資料を作るとか、そういったものは後々文書管理に持っていくとか、その中で見出しをつけるとか、その作業も事務職員の負担となっているものも大変多いのも私も認識をしております。そういった中でやはり先程から申します繰り返しになりますが、費用等踏まえたところで検証を今後行っていくということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

経費削減なんですけど、一時的経費とそれからまた恒常的経費がございますけども、恒常的経費も年間1,000万円ぐらい掛かってたのが350万ぐらいに削減をされるというところで、一時的経費は一時的には必要ですが、その後はもう要らないというところで、そういった簡素化にも繋がるというところです。例えば四国、愛媛の西条市では、そのICTを活用して7つの事業を行っております。高齢者や認知症の介護の見守り、それから聴覚障害者支援用のタブレット活用、子育てモバイルサービスの事業、スマートスクール事業など実践して行政と地域の誰でもが安全安心に豊かに生活を送れることのできる町を目指しております。以前と違って非常にそのタブレットというのも使いやすく簡単に機能を充実しています。私も先日ちょっと福岡の方にも行って、いろんな説明を受けていろいろタブレットの新しい機種を試してみましたが、本当に以前よりも年々簡単になってきております。町民の命の橋渡しとして、是非この使用を行っていただきたいと思っておりますが、再度お聞きします。町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃってることは私も考えております。職員の方にもタブレットを導入したとき、どうなるかということのを再三聞くんですね。本町としましては今専用のパソコンでやっておるんですけども、パソコンを通じていろんな形でSNS含めて、いろんな形のやり方してますけども、今のところはこれで充分回ってるんですよ。費用対効果も聞いたんですけども、いや、こっちの方が安いというようなことでございました。しかしながら今後まだまだ状況は変わっていくと思っておりますので、今後とも検討課題として進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

町長の前向きな答弁をお聞きしたんですけども、熊本では2016年度に災害への対

応のきっかけとしてこのタブレットの開始、災害本部のペーパーレス化をスタートします。災害のときには今現在本町で使われております大きいパソコンですね、ああいったものはなかなか災害時には用いれない、やはりどこにでも持っていくということではできないわけですね、災害時においては。ここの熊本では復興支援として、最初国からの無償提供で2017年度から4月から通常契約に移行をしておりますけれども、やはりこういった各局から出されたデータを職員はじめボランティア参加者などが即座に状況把握それから情報共有できて、メリットがかなり多いというふうに思われますが、災害時、例えば熊本市の方は言ってます。今ではタブレット無しの業務は考えられません。熊本市の市長も言ってます。報告書はサイドブックで読む方針を積極的に出してますと。残業が減って庁舎に居なくても資料の完成と確認が非常に早いと。出張ではタブレットのみを使用して、紙を持たないで相手先から感心されることが多いと。そういった、やっぱり市長が先駆けてやってる所はこういうふうなタブレットの導入に向けて、やっぱり活用が非常に大きいというふうな形で言われてます。そのような災害時においても、このようなタブレットいかがでしょうか。活用をしていただけませんか。

○議長（内村博法議員）

山口総務部理事。

○総務部理事（山口功君）

御質問にお答えしたいと思います。もちろん今、縷々タブレットの活用性、有効性もお話をいただきましたけども、先程から出てますように今後の検討課題ということで、この導入についてはしていくということでございます。今実際、本町では防災行政無線デジタル化を行いまして、それからいろんな情報をまだあらゆる方向でお知らせをする、またSNSとかホームページとかそういうのを使って、とにかく情報の共有と言いますか、お知らせするという努力をしておりますので、今後もそれと並行しながら努力していきたいと思えます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。情報発信はいろいろな形で、そうやってされておりますけれども、やはりこういった活用をされるというのは、これからの時代では必要になってくると思うんです。例えば宮城県ではシブ4Dと言って全て地図で情報が発信できると。倒壊家屋状況や避難状況、患者の受け入れ可能病院、それから入浴場所、避難場所、指定避難所など、一目で地図で見られるようなそういった活用もされておりますので、是非こういった形で今後活用をしていただきたいなというふうに思っております。それから、第9次総合計画の中で、情報化社会に対応して人材育成を図るためにICT教育を推進する喫緊の課題というふうに謳ってありますが、是非、町長が積極的に行政においても導入に向けた姿勢を見せてもらいたいと思えますが再度お聞きします。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も情報化というのは非常に大切だと思っているんですね。したがってまして防災行政無線の、先程課長の方からありましたけどもデジタル化ということにしたわけです。デジタル化することによって、双方向ということでかなりの部分が進んできております。SNS等々もそうですし、防災もそうですし、だから今、議員がおっしゃってることと重複するところもございます。これをやることで随分情報化してる部分があるんですね。だから、今お聞きしてます議員の話もお聞きしながら、今後どういう形が1番良いのか総合的に勘案していきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

分かりました。少数精鋭で本町業務を行うために、職員の業務の効率化を図って環境整備を整えて、結果経費の削減というところで繋げて行って欲しいと。その結果、住民へのサービスにも繋がりますので今後前向きに導入を検討していただきたいというふうに思っております。

それでは2つ目の子ども・子育て・教育施策についてですけれども、様々な本町におきましても対策を講じていると、3層構造でそれぞれ行っておるというところでありました。昨今、平成30年には3月東京都目黒区で5歳の女の子が虐待を両親からされて死亡しております。千葉県野田市では両親からの虐待で10歳の娘が死亡しております。昨日のニュースでは、また小さい3歳の娘が熱湯をかけられたとかいう痛ましい事件が頻繁にありますけれども、本当に絶対許されない問題だと思います。そこでお聞きします。現在の本町で親などからの子ども虐待などは把握されていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

親からの虐待に限らず、いろんな子どもの虐待につきましては、こちらの方で把握をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

把握をされているということですから、どのくらいの件数があったのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

29年度の虐待の相談対応件数なんですけれども、子どもの数で76件ございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

76件というところですが、非常にやはり多いですね、そういった虐待のそういった数の中で解決に至った事案があるのか、まだ継続中なのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

先程申し上げましたのは29年度末の人数になりますけれども、今現在4か月に1回、ケースの概要といいますか精査をしております、1番最新の情報で25人に減っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

解決されて、現在は25人に減っているというところではありますが、やはりまだ未解決の部分がありますので今後対策を講じていかなければなりませんけれども、子どもの十分な心のケア、体のケアというのはどのようにされてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

本町では身体的虐待というのものもありはしますけれども、どちらかというとも心理的虐待ですとか、ネグレクトの方が件数としては上がっているような状況になっております。子どものケアというのは、子どもの年齢にもよりますけれども、直接お話をさせていただいて、児童心理士ですとか、保健師ですとか、子どもと直接お話をさせていただくことももちろんございますし、子どものケアをするために、お母様の方に寄り添いながらお母さんの方のケアをしながら、お母さんを元気にすることで子どものケアに繋がっていくということも取組として行っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。子ども達のケアだけではなくて、もちろん子どものケア中心ですけども、ネグレクトが1番やはり多いというところは、母親の無関心とか、やはりそういった子どもを放置するというところで非常に危険度が増すわけですね。そういったところは母親達のケアを十分にしていかなければならないんですが、虐待をするのは特別な親ばかりではないんですね。むしろ医師、弁護士、教師、会社役員など社会的地位の高い人

達も多いと言われております。意志の力や精神力や努力でコントロールができず、自己評価が低くて、他人の評価を気にし過ぎる人が陥りやすいとも言われておりますが、この虐待される子ども達の保護や体制についてマニュアル化などはされてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長崎県の児相と長与町とマニュアル化をそれぞれ図ってありまして、見守りというのが市町村の主な役割となっておりまして。そこから一時保護であるとか、強制介入とか、家庭に調査に入るとか、そういったところの強制介入の部分は県の方の役割になってありまして、それぞれマニュアルの方は国が作ってるマニュアルを基に長与町の方は動いてありまして、今現在、長与町独自のマニュアルを作成しているところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

マニュアルを作成しているというところでありますが、28年度から始まりました児童虐待専門員ですけれども、今そのような専門員の方達がしっかりと虐待の子どもにされているところで、こういった形で関わってるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

泣き声通報に対して確認に行く場合もありますし、近所から、学校からとか、保育園、幼稚園からの通報に対しても子どもの確認等に伺っております。もちろん保護者の方と面談をさせていただいたりですとか、子どもも小学生、中学生になりますと、直接子どもとの面談ということも出てまいります。子どもの虐待の相談に関しては専門の方がほとんど対応で追われてるような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。やはりこういった子ども虐待が頻繁に起こってる中で、やはりもう非常にやっぱり相談も多いと思うんです。そこのところはやっぱりしっかりと見ていかなければいけないと思うんですが、相談に来る親御さん達はまだいいと思うんです。まだ対応の仕方がありますし、今後躰と称して、要するに虐待する人はよく躰、躰とおっしゃいますけども、社会的に鑑みてもやはり躰を超えて虐待に繋がるということが非常にやっぱり多いというところで、虐待を認めない親がかなりいるというところなんです。非常に対応がもう難しいんですが、その辺りは親御さん達に周知徹底、今後どのような形で関わっていくのかということところは、その予定としてはありますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

確かに虐待と私達が認めたものについて保護者とお話をさせていただきましたも、保護者の方は虐待をしてるという認識はほとんどの方がございません。躰をしてるんだということをおっしゃられます。お母さんもお父さんもですけど、実際その方々もそういう躰をされて育ってきた方というのがもう非常に多ございます。自分達もされてきて、そういう子育ての仕方しか言ってみれば知らないと言いますか、愛情の注ぎ方であったり、本当の躰の仕方というのを知らない親御さんがたくさんいるんだなというのを感じております。ですから今は、今はと言いますか、叩くことが子どもにとってどれだけ悪影響があるのかとか、そういったところを説明しながら、こういうことをすると虐待に当たるんですよと具体的にお話をずってさせていただきながら、中にはやっぱり理解が難しい親御さんですとか、精神的なところを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては医療機関にも繋げたりとか、私達だけでは解決できないことがたくさんございますので、いろんな機関の支援をいただきながら、中にはもう弁護士にも相談をしながら、対応を1件1件、本当にケースによって関わり方というのが変わってまいります。それぞれのケースに合わせてどういった対応が1番良いのかということを要対協の中でも協議をしながら進めていってるような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね、子ども虐待については自治体間の連携のあり方が今問題視されておりますけれども、現在本町でのそのような児相との関係とか、いろいろな形で連携はしっかり取られているんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

困難ケースにつきましては全て児童相談所の方に送致までいかななくても、事前に相談というのはもうたくさんさせていただいております。どうしても強制介入が必要になったケースとか、そういったものにつきましては児童相談所の方に送致をさせていただいております。そしてまた長与町に転出入という方もいらっしゃるわけなんですけども、先日も県外から来られた方がいらっしゃったんですけれども、児相の方も本町に出向いていただいて一緒に引き継ぎをさせていただきました。また本町から町外に転出した方についても要対協を開催しまして、引き継ぎを確実にさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

昨今の問題に勃発した際に、やっぱり児相と行政とのお互いの責任のなすり合いみたいなところで責任の転嫁になってしまったところがあるので、ちゃんとその適切な対応と連携を図っていただきたいというふうに思っております。それから2015年から毎年県の児童相談所と県警が協力して、児童虐待に対して連携を強化しておりますけど、昨日模擬訓練も行っていらっしゃいます。本町としてもそのような立ち位置で警察との連携を図るといふところにつきましても、どのような形でなってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当然警察の方とも連携をさせていただいております。本町でも2年前に実際に家庭の子どもになかなか会わせていただけなくて家庭に立ち入り調査をさせていただいたんですけども、市町には権限が無いということで児相の方をお願いをしまして、あと県の方にもお願いをしまして、一緒に立ち入り調査もさせていただいております。警察の方にもいろんな見守りの点で御協力はいただいております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そのような重篤なケースの場合、やはりいち早く子どもの命を守るために県とか警察とか連携を組んで、そういった立ち入りをするなり、それぞれの保護をしていかなければいけないというふうに思っています。それから政府が保護者等の虐待防止のための児童虐待防止法や児童福祉法の改正で、閣議決定をされて今国会で成立の予定でありますけれども、法改正されることによって虐待の抑制にも繋がることだと思っておりますが、その辺り本町もしっかりと法改正とともに条例などもしっかり見直しされて、そしてまた子どもを守るための虐待抑制というものを図っていただきたいと思います。それから子どもの貧困対策についてお聞きをいたします。子どもの貧困は13.9%と7人に1人と言われております。また親の貧困が子どもの貧困の連鎖をいたします。そしてまた、子どもの貧困はいじめと関連が繋がっております。子ども達の貧困対策と心のケアというところで、本町としては現在どのような対策を行っているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

貧困対策としての子どもの心のケアはという御質問だったと思っておりますけれども、貧困の対策につきましては生活支援ですとか、学習支援とか、経済的支援とか、4つの柱があるわけですが、学校の教育の支援であればスクールソーシャルワーカーが入っていただいたりですとか、学習ボランティアに関わっていただいたりですとか、生活支

援の部分も子どもの居場所づくりであったりとか、乳幼児でいけば育児用品の無償貸出ですとか、本町の方では取り組んでいるところではございます。貧困に関して子どもの心のケアというのが非常に今難しいなと思ったんですけども、貧困で相談に来られるのはほとんどが親御さんということで、なかなか貧困の家庭の子どもと直接お会いするというのがなかなか難しいのかなと思ってはいるんですけども、例えば乳幼児期また出産間もないお母様方が経済的な不安ということで御相談に見えたときには、やはり合わせて、子どもの躰の部分であったりとか、育児能力の部分だったりとか、そういったところのケアというのはこちらの方ではさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

2013年に子どもの貧困対策推進法が成立してから、親からの貧困の連鎖を断ち切るために現在法改正がなされているところでありますが、政府が大綱を策定して都道府県が対策計画を策定する予定であります。市町については努力義務というふうになっておりますが、本町といたしましては、こういった対策計画策定というのはお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもの貧困対策の計画、ちょうど来年度が子ども子育て支援事業計画の策定ということで、合わせてできないかなということで考えてはいたんですけども、非常に質問の数が多くて、とても一緒にできるような状況ではなかったのも、一緒にという考えは断念をしていたところなんですけど、ちょうど今年度県の方で、長崎県内全体の子どもの貧困に対する計画を立てるとということでアンケート調査をするということで、昨年度末ですかね、話がちょうど来ましたので、まずは長崎県全体でどういった状況なのかというのをちょっと見極めていきたいなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。長崎県全体でということですけども、県がその大綱を策定したら市町村も努力義務でありますけども、そのとこしっかりと推進法に基づいて行っていただきたいというふうに思います。長野県では県内大学の進学生に独自の貧困対策といたしまして給付型奨学金の事業も展開をして、京都府では京都の子ども城づくり事業というひとり親家庭の子どもの居場所などの提供や子ども食堂なども実施しております。本町では、昨年でも長崎県立シーボルトの学生中心に子ども食堂を展開して開設して、近所の方や親子連れに食事を振る舞ってございましたが、私も参加させていただきましたが、

今後行政の方も協力して、今後の新規計画というのは、子ども食堂もですけれどもあるので、お聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもの貧困対策で1番に取り掛かろうと思ったのが、まずは子ども食堂を何とか町内で立ち上げができないかということで、28年度に長与町の子どもの貧困の現状ということで研修会をさせていただきました。29年度に子ども食堂とはどういったものなんだよということの研修をさせていただきました。皆さん関心が高くて、もしするのであれば協力をしたいという声も非常に多くて、地元の方にありますシーボルト校の方と連携をして、やっと今年度立ち上げることができました。31年度も今度はシーボルト校主体だけではなくて地域の方でももっとできないかということで、今年度再来週、地域の核となる人達を今度は集めまして、来年度の事業計画とそれに携わってくれる人が、地域の核となる人がいないかということで協議をしていくように予定をしております。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

新たな地域を巻き込んでそういった対策を講じていただきたいと思いますので、子ども達の貧困対策として地域コミュニティの集まりにもなりますので是非よろしく願いをいたします。それから県のこども女性障害者センターというのは別にありますけども、町独自のやはり相談窓口でしっかり一時避難の場所として確保体制を今後構築していかなければならないなと思います。県と市町村の役割をしっかり明確にして、今後の新たな対策をやっぱり講じていく必要があると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

一時避難所と言いますか、一時保護と言うのは県の役割となっておりまして、市町村は保護をする権限というのはございません。ですから保護が必要な子どもを発見した場合には県の方に送致をすることとなっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。先程の同僚議員の質問で、やはり今、幼児教育や保育の無償化なども言われてきましたが、貧困家庭のみならず働いてるお母さん方が非常に今多くなっておりますけれども、そういったお母さん方に対して、やはり待機児童が今非常に多くなってきたという答弁をしていたところですが、待機児童の解消に力を入れて

いくと課長も答弁をされておりましたが、本町ではそういった保育士などが足りないなど課題を抱えていると思いますが、その対策は現在どのようなようになってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

待機児童につきましては30年度の4月時点で9名、そして10月時点で6名と減少傾向でございます。これはやはり町内の保育園の協議をした中で定員を増やしていただいたりですとか、そういった努力もあって減ってきているような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そういった解消を積極的にしていただきたいというふうに思います。それでは学校教育政策なんですけども、小中学校でのいじめというのは把握されてるのかお聞きします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

本年度につきましては小中学校総計で55件ございます。ちなみに29年度は26件、28年度は24件というふうになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そういった、いじめの件数があるというところですが、現在その子ども達のその事案は解決されているのか、今後どのような対策を行っていくのかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

長与町のいじめ防止基本方針を改定いたしまして、いじめにつきましては、いわゆるいじめについての行為が無くなったときから3か月はまだ解消というふうに見ないと定義をしておりますので、3か月以内に一定の行為が終わったというふうな見取り報告は受けております。そういったところが数件ございますので、全てが解決しているとは思っておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現在各学校に学校支援会議というのが設置されておりますが、平成32年度から開始される学校運営協議会というのが、コミュニティ・スクールというところで設置される

と思いますが、その辺りの役割分担というか、その学校支援協議会との今後どのような形で区別されるのか、統合されるのか、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校支援会議につきましては平成19年度より長崎県の方で、いわゆるその当時全国としてはコミュニティ・スクールを作るという動きの中で、長崎県は学校支援会議という会議を設定するという事で県全体で運用してきたところでございます。それが国全体の流れの中で、長崎県も学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールに移行するという事で決定をいたしましたので、学校支援会議を発展的に学校運営協議会に移行して、それをコミュニティ・スクールにしようというふうに今取り組んでおります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、これまで学校の運営とか、人事とか、校長の権限で行ってございましたけれども、これからは学校運営協議会の権限となると、責務が課せられると認識してよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

人事につきまして2つに分けてお考えいただければと思いますが、いわゆる教職員の配置における人事は県の権限でございますので、市町村にもございません。学校長にもございません。人事になるものは校内人事といたしまして、配当された職員の中で誰が何組の担任になるとかというふうなことであれば、そういったことについてはいろいろと意見交換の場になるかなというふうには考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そしたら、例えば学校でのいじめとか不登校、そういった問題が起きたときには学校運営協議会が中心となり、その解決に向けてされるということによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

学校教育法によりますと、いわゆる校長が全て教育については司るというふうになっておりますので、校長が全ての責任を負うこととなります。学校運営協議会はあくまで学校運営の方針について承認をするということ、そして学校について意見を言う場とい

うふうなことになりますので、一緒に取り組むというふうなこととはちょっと違う場になるかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。それではその学校運営協議会の運営委員選択や公募もされると思いますが、どのような形でされるのかお聞きします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程教育長答弁にもございましたが、この4月から委員について選定に入ろうというふうに思っておりますので、そこにつきましては今検討してる最中でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

検討中というところで、より良い形で学校運営協議会というのが位置づけされることと思っておりますので、子ども達の教育や子育てについても、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

それでは乗合タクシーの進捗状況ですけれども、思ったよりも利用が少なかったというところで来年度も試験運行も延長されるとお聞きをいたしました。反省点や課題も含めて、今後どのように利用してもらうのか、どうしたら今後乗っていただけるのかということも含めて今後検討を図られると思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

これまで運行してきた中で、例えばなかなか利用が無かった時間帯、こういったものについてはもっと御利用がいただけるような時間帯に変更していく必要があると考えています。それも踏まえて公共交通会議の方に諮りまして、まずは半年間の運行の合意をいただくということ。その際に運行の内容も、ダイヤ、ルートについてもお諮りいたしまして、来年度の試験運行に繋げていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

私、百合野第2なんですけど、やっぱり住民の方はイオンに行きたいけども行けないと。足が無いというところで、そういった公共バス、乗合タクシーがこちらにも来ないかなというところで、かなり意見をいただいておりますので、そういったそれぞれの所

で少なくともやはり路線を増便して変更することによって、ルートをまたそれぞれ寄って変更することによって、いろんな方達が本当に必要とされる方達が乗られるような形で、この乗合タクシーも進行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今検討しておりますのは、今実施している地区この2地区において、また来年度延長して試験運行を行いたいということです。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。このあと第1会議室にて議会運営委員会を開催いたしますので関係者の方はお集まりください。

（散会 16時32分）